

令和6年度
幼稚園等初任者研修資料



静岡県幼児教育推進マスコットキャラクター
「わっ!ぴょん」

静岡県教育委員会

まえがき

～生涯、学び続ける教員として～

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、教育に携わる教員は非常に重要な職責を担っている高度専門職であると言えます。

それゆえ教育基本法第9条には、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず、研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とあります。

一般的に、研究と修養を合わせて、「研修」と呼んでいます。私たち教員は、この職に就く限り、生涯、研修を続けていくことが求められます。それでは、研究と修養の違いは何でしょうか。国語辞典によると、研究とは「物事を詳しく調べたり、深く考えたりして、事実や真理などを明らかにすること」とあります。また、修養とは「知識を高め、品性を磨き、自己の人格形成に努めること」とあります。私は、研究とは「自分ではない他者を対象にその理解に努めより良くしようと励むこと」、修養とは「自己理解に努めより良い自己形成を図ること」と考えています。このことを幼児教育の世界で捉えてみます。研究とは、「子どもの思いを理解し、子どもが主体性を発揮してその時期にふさわしい経験を獲得できるように、周りの環境を整えたり、必要な援助をしたりすることを考える」と捉えます。修養とは、「環境構成や必要な援助を考慮することができるよう、自分自身の知識や経験を広げること」と捉えます。研究に必要なことは、子ども理解、つまり、子どもの行動や表情から子どもの内面を推しはかる力、子どもと一緒に活動しその思いに共感できる力だと思えます。修養に必要なことは、常に新しい知識を得たいという好奇心、今の自分よりもより良くなりたいという向上心だと思えます。共感力・好奇心・向上心、これらは、豊かな人生をおくる上でも必要なことではないでしょうか。

グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化し、先行き不透明で予測困難な時代が到来すると言われています。このような時代を豊かに生きるために必要な資質・能力を子どもに育むためには、教員自らが変化を恐れず、継続的に新しい知識や技能等を学び続け、子どもの主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことが大切です。

令和4年7月に教員免許更新制度が廃止され、同時に、教育公務員特例法の一部改正が行われました。これにより、令和5年4月から教育委員会等による教員の研修履歴の記録の作成とこの履歴を活用した資質の向上に関する指導助言の仕組みが整備されました。これは、教員免許更新制度が実施されていた時より、教員の「自律的・主体的に学び続ける姿勢」が一層問われる仕組みであると思えます。これからは、教員一人一人が、研修履歴をもとに、自らの学びの成果を振り返ったり、自らの成長を実感したりしながら、さらに伸ばしていきたい分野や新たに能力開発をしたい分野を見つけ、自律的・主体的な目標設定やこれに基づくキャリア形成を図っていくことが求められます。

自らの資質の向上を図ることは、子どもの教育を充実させることに他ならず、学び続ける教員としての姿は子ども達の学びのロールモデルとなります。これから始まる初任者研修を通して、皆さんには、生涯学び続ける教員になるための資質の基礎を身に付けてほしいと思います。そして、それは、自分の人生をより良く生きようとする資質を身に付けることでもあります。この1年が実り多きものになるよう願っております。

令和6年3月

静岡県幼児教育センター
幼児教育推進室長 福井 孝子

目 次

はじめに

- 1 就学前教育保育施設について 1
- 2 3要領・指針 2

第1章 教育及び保育の基本

- 1 人格形成の基礎を培うこと 3
- 2 環境を通して行う教育及び保育 3
- 3 育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 5
- 4 子ども理解と評価の具体 7

第2章 領域のねらいと内容

- 1 満3歳以上 9
- 2 満1歳以上満3歳未満 11
- 3 満1歳未満 14
- 4 教育及び保育の実施に 16

第3章 教育課程と全体的な計画

- 1 幼稚園における教育課程の編成について 26
- 2 幼保連携型認定こども園における「全体的な計画」の作成について 29
- 3 指導計画の作成 31
- 4 小学校教育との接続にあたっての留意事項 39

第4章 学級経営

- 1 運営の実際 41
- 2 担任としての配慮 44

第5章 指導上の留意事項

- 1 特別な配慮を必要とする子どもへの指導 47
- 2 家庭、地域社会との連携 49
- 3 健康及び安全に関する配慮 53

第6章 子育ての支援

- 1 幼稚園における子育て支援 55
- 2 幼保連携型認定こども園における子育て支 56

第7章 教育公務員として

- 1 保育者になったあなたへ 57
- 2 服務 61

資料

- I 学校教育の基本(日本国憲法、教育基本法) 64
- II 学校の設置及び管理(学校教育法、学校教育法施行規則) 65
- III 幼稚園の教育課程(幼稚園教育要領) 66

IV	幼稚園等初任者研修(教育職員養成審議会答申) (教育公務員特例法) (教育公務員特例法施行令)	67
V	子ども・子育て関連 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律) (幼保連携型認定こども園教育・保育要領) (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準) (保育所保育指針)	68
VI	児童虐待の防止(児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法)	69
VII	特別支援教育(特別支援教育の推進について(通知))	69
VIII	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	73
IX	防災教育	73
X	幼稚園等教員育成指標(モデル案)	75
XI	幼稚園等園長育成指標(モデル案)	76

はじめに

1 就学前教育保育施設について

(1) 幼稚園

幼稚園は学校教育法に定めるところの学校です。国、地方自治体、学校法人が設置することができます。幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています（学校教育法第22条）。幼稚園に入園することのできるのは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもです。

(2) 保育所（認可保育所）

保育所は児童福祉法に定めるところの児童福祉施設です。国の定めた基準を満たし、都道府県知事に認可された施設です。保育所は、保護者の就労等で保育を必要とする子どもに保育を行うことを目的としています（児童福祉法第39条）。保育所に入所できるのは、0歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもで保育を必要とする者です。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特徴としています。

(3) 認定こども園

認定こども園は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法）」により規定された施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っています。以下の機能を備え、都道府県知事から認可を受けています。

- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
（保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- 地域における子育て支援を行う機能
（すべての子育て家庭を対象に相談活動や親子教室等子育て支援を行う機能）

認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう以下の4つのタイプがあります。

ア 幼保連携型認定こども園（幼稚園かつ保育所）

幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たします。つまり、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設が一体となった施設です。義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育と、保育を必要とする子どもに対する保育を、一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています（認定こども園法第2条の7）。幼保連携型認定こども園に入園できるのは、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもです。

イ 幼稚園型認定こども園（保育所機能を備えた幼稚園）

学校としての幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たします。

ウ 保育所型認定こども園（幼稚園機能を備えた保育所）

児童福祉施設としての保育所が保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど幼稚園機能を備えることで認定こども園としての機能を果たします。

エ 地方裁量型認定こども園（幼稚園機能を備えた認可外保育施設等）

認可保育所以外の保育機能施設等が保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れる等幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たします。

(4) その他

就学前の子どもの保育を目的とする施設は、幼稚園、保育所、認定こども園以外にもあります。小規模保育事業所は、市町の認可を受け、原則0歳から2歳児で20人未満の子どもの預かる保育施設です。認可外保育施設は、県や市町が認可した保育施設以外の保育施設の総称で、事業主が従業員のために設置している事業所内保育施設や夜8時以降も保育を行っているベビーホテルなど、様々な形態があります。

2 3要領・指針

3要領・指針とは、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3つを指します。これらは、教育課程その他の教育及び保育内容について国が法律に基づき定めている大綱的基準で、全国的に一定の教育水準を確保するとともに実質的な教育の機会均等を保障するものです。また、認定こども園法第10条第2項に規定するとおり、3要領・指針の内容は、整合性が確保されており、小学校教育との円滑な接続について配慮されています。

3要領・指針は一定の間隔で改訂・改正が行われており、現行の要領・指針は、小中学校の学習指導要領と併せて、平成29年3月に告示されました。この時の改訂・改正の基本方針は、「よりよい教育を通してよりよい社会を創る」という目標を教育施設と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むというものです。教育は発達段階を踏まえた連続性・一貫性が重要であることから、育むべき資質・能力を、幼児期から高等学校教育まで統一し、学校段階間の円滑な接続の必要性を示しています。これを受けて、3要領・指針において、幼児期に育みたい資質・能力が育まれた具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育てたい姿」が示されました。幼保小の教職員は、この姿を活用して、相互理解を図り、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を推進していくことが大切です。

第 1 章 教育及び保育の基本

1 人格形成の基礎を培うこと

教育及び保育は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、望ましい発育・発達を期待し、潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みです。特に乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

子ども一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていきます。子どもは環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが子どもの心を揺り動かし、次の活動を引き起こします。そうした体験の連なりが幾筋も生まれ、子どもの将来へとつながっていきます。

そのため、園では、乳幼児期にふさわしい生活を展開する中で、子どもに遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わりながら、心身共に健康で幸せに生きていくための基礎を培うことが大切です。

2 環境を通して行う教育及び保育

乳幼児期の教育・保育は、ともすれば大人の都合による要求、つまり乳幼児期にこれだけの教育をしておけば将来立派な大人になれるはずだとか、早くから知識や技能を教えておけば、その効果は一層上がるのではないかという考えになりがちです。

しかし、子どもには乳幼児期にふさわしい生活があり、乳幼児期は自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、意欲、態度などが培われる時期なのです。そして、その人格形成の基礎は、子どもが環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって育まれるものです。ですから、乳幼児期は、環境を通して行う教育・保育を基本としているのです。

(1) 環境を通して行う教育及び保育の意義

乳幼児期は、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情や物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度などが培われます。この時期には、生活を通して子どもが周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わう体験をさせたいものです。

乳幼児期の発達の特性を踏まえて、その目的や目標が有効に達成されるよう、子どもの生活の実情に即した教育・保育の内容を明らかにし、それらが生活を通して子どもの中に育てられるように計画性をもった適切な教育・保育を行う必要があります。

つまり、「環境を通して行う教育及び保育」とは、教育・保育の内容に基づいた環境を構成し、子どもがその環境に関わって主体性を十分に発揮した生活を通して、子どもの発達を促すようにすることです。

(2) 子どもの主体性と保育者の意図

環境を通して行う教育・保育は、子どもの主体性と保育者の意図がバランスよく絡み合って成り立ちます。

乳幼児期の教育・保育が目指しているものは、子どもが自ら周囲に働き掛けてその子どもなりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとする意欲や生活を営む態度や豊かな心を育むことです。いろいろな活動を保育者が計画した通りに効率よく行わせることにより、育てるものではありません。活動の主体は子どもであり、保育者は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図をもって環境を構成していくことが大切です。

その際、保育者には、常に日々の子どもの生活する姿を捉えることが求められます。それは、子どもが何に関心をもって取り組もうとしているのか、何に意欲的に取り組んでいるのか、何に行き詰まっているのかを捉え、その捉えた姿から子どもの生活や発達を見通して指導の計画を立てます。

しかし、環境を構成した後でも、遊びながら活動が変わっていくので、この変化に応じて、環境を再構成していくことが必要です。

一人一人の子どもに、今どのような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、日々の保育に取り組んでいくことが大切です。

(3) 「環境構成」の視点

ア 発達の時期に即した環境

子どもが生活する姿には、発達のそれぞれの時期によって特徴が見られます。入園当初は、一人一人の家庭での生活経験を考慮し、子どもが自分の親しんだ遊びに安心して取り組んだり、皆で一緒に過ごしたりする楽しさが味わえるようなものや場の構成が大切です。

友達関係が深まった時期には、子どもが友達との遊びを安定した状態で進めたり広げたりできる場を設定すること、活動の充実に向けて必要な遊具や用具、素材を準備すること、子どもの新たな発想を生み出す刺激となるような働き掛けをすることなどが大切です。

やがて、子どもは、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じたり様々なものや人との関わりを広げ深めたりしていくようになります。このような時期には、友達と力を合わせ、継続して取り組むことができる活動の構成を工夫することが大切です。また、友達の刺激を受けながら自分の力を十分発揮していけるように、探求心や挑戦する意欲

を高めるような環境の構成をしていきます。

イ 興味や欲求に応じた環境

子どもが環境に主体的に関わり、生き生きとした活動を展開するためには、その環境が子どもの興味や欲求に即したものであることが必要です。今、子どもがどんなことに興味をもち、どんなことをしたいのかを感じ取り、それを手掛かりとして環境の構成を考えることが大切です。したがって、環境の構成は固定的なものではなく、子どもの活動の展開に伴って、常に興味や関心を捉えながら、活動の充実に向けて子どもとともに環境を構成し、再構成し続けていくことが大切です。

ウ 生活の流れに応じた環境

乳幼児期の教育・保育は、一日を単位とした生活の流れを中心に展開されます。また、園での生活や遊びは、家庭と連続して展開されます。特に、登園時の子どもの生活行動や遊びへの取組は、家庭での生活とつながっています。地域や家庭で経験したことを、園で再現して遊ぶこともあります。そこで、前日から翌日、前週から翌週というように子どもの興味や意識の流れをおさえ、自然な園生活の流れをつくり出したり、季節の変化や自然事象と深く関わる生活を大切に、様々な自然環境に触れさせたりすることができるようにしたいものです。

さらに、意図性と偶発性、緊張と解放、動と静、屋内と屋外、個と集団など、様々なものがバランスよく保たれた自然な生活の流れをつくり出すことが必要であり、偏った環境にならないよう配慮することが大切です。

エ 環境を構成する力を磨く

保育者は、子ども理解とともに、子どもの身の回りの環境がもつ特性や特質について日ごろから研究し、その教育的価値について理解し、実際の指導場面で必要に応じて活用できるようにしておくことも大切です。

その際、それぞれの環境を、大人の視点から捉えるのではなく、自由な発想をする子どもの視点に立って捉え、子どもがその対象との関わりを通して、どのような学びの価値を引き出していくのかを予想し、その可能性を幅広く捉えるようにします。

保育者が環境を見る目を磨いておくことにより、実際の指導場面において、子どもの活動の広がりや深まりに応じて環境を構成することができます。

3 育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

平成 29 年に告示された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針では、育みたい資質・能力として、次の 3 つを

示しています。

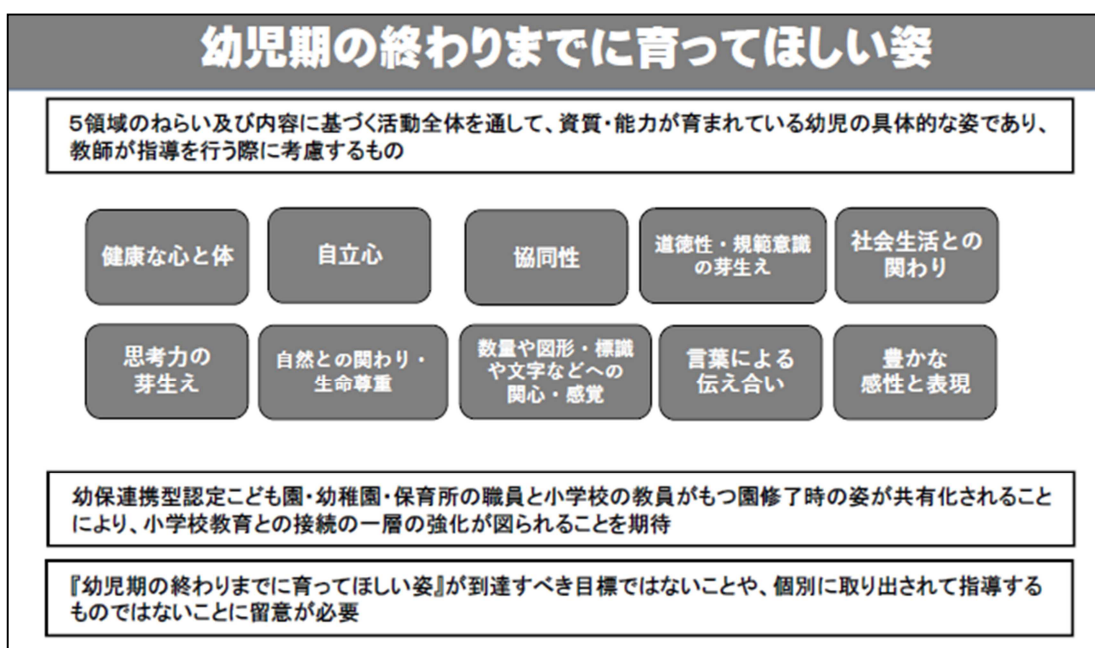
- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

これらの資質・能力は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領にも示されています。つまり、この3つの資質・能力は、乳幼児期の教育・保育、そしてそれ以降の学校教育を通じて、子どもたちに育みたい資質・能力なのです。

また、これらの資質・能力が育まれている子どもの具体像として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。

これらの姿は、園において、要領・指針に示された「ねらい」と「内容」に基づき、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、上記の資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、時に5歳児後半に見られるようになる姿です。これらの姿は5歳児に突然見られるようになるものではなく、3、4歳児の時期から、子どもが発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切です。

子どもの発達と学びの連続性を確保するために、乳幼児期の教育・保育と、小学校教育を円滑に接続する重要性が高まっています。乳幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育者と小学校の教師が共有し、それぞれの教育や保育に生かしていけるよう、意見交換や合同の研修会などの取組が必要です。



4 子ども理解と評価の具体

保育者は子どもとの信頼関係を十分に築き、子どもと共によりよい環境を創造するように努めることが大切です。その際、保育者は子どもの主体的な活動が確保されるよう、一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければなりません。

子ども理解とは、決して、何歳にはこのような姿であるといった一般論で子どもを捉えることではありません。目の前にいる一人一人の子どもと直接的に触れ合いながら、その言動や表情から、子どものよさや可能性、心の動きなどを受け止め、理解しようと努力することです。

- ・子どもの生活する姿から、その子どもの心の世界を推測してみる。
- ・推測したことをもとに関わってみる。
- ・関わりを通して子どもの反応から新しいことを推測する。

乳幼児期の教育・保育における評価は、子ども理解と保育者の指導の改善という両面から行うことが大切です。一人一人の子どもの育ちの姿を捉えることと、それに照らして保育者の指導が適切であったかどうかを振り返ることの二面から行う必要があります。

- ・指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切なものであったか。
- ・環境の構成が適切であったか。
- ・子どもの活動に沿って必要な援助が行われたか。

(1) よさを捉える目をもつ

子どもがよりよい方向に伸びてほしいと願う気持ちから、保育者の目が子どもの問題点ばかりに向けられることはないでしょうか。保育者が一人一人のよさや可能性を捉えようとする目で子どもを見つめ、理解しようとするのが、乳幼児期の望ましい発達を促す保育を生み出すために必要です。

(2) 活動の意味を理解する

「活動」とは、子どもが環境に主体的に関わって自ら展開していくものです。保育者の目はどちらかといえば、「活動」をごっこ遊びや運動遊びのような集団で遊ぶものと受け止めてしまう傾向があります。園外保育をしたので〇〇ランド、その活動の発展性を考えて「今日はここまで、明日は…」と、活動そのものに目が向けられてしまうことがあります。その結果、〇〇ランドの活動としては大掛かりなものとなりますが、子ども一人一人がそこでどのような体験をしているかを見落としがちです。保育者がどのような活動を子どもに与えるかではなく、子ども自身が活動を生み出して展開する過程で、どんな体験が得られるかが大切です。

(3) 発達する姿を捉える

「発達」とは、単に何かができるようになることではなく、人格形成全

体に関わる深い意味をもっています。

子どもは、能動的に環境に働き掛け、発達に必要な経験を積む力をもっています。その力を引き出し、発達を促すためには、第一に子どもが何を楽しんでいるのか、その姿を捉えることが必要となります。毎日同じ遊びを繰り返しているようでも、子どもはその中に日々新しいことへの挑戦を試みているのです。第二に、子どもの行動から内面を理解することによってどのような発達がなされているかを捉えることが必要です。何気ない子どものしぐさや表情から、その子の思いや変化、育ちを見取っていくことが大切です。

(4) 集団と個の関わり合いによる発達

毎日の保育は一人一人の子どもの発達を促すための営みであり、それは、同年代の子どもが共に生活することを通して行われます。したがって、一人一人の子どもの発達は園生活における様々な関わり合いによって促されていると言えます。

保育を進めるためには、個々を見る目と集団を見る目の両方が必要であり、集団と個々の子どもとの関係を受け止めて、具体的な保育の手だてを考えていくことが不可欠です。

(5) 保育を見直す

評価の視点から子ども理解を深めることは、保育者が自らの保育を見直し、改善するための基盤になるものといえます。

保育者は、保育を行うために、園及び地域の実態に応じた教育課程や全体的な計画等をもとに、子どもの生活する姿からねらいや内容を設定し、環境の構成を考え、援助を組み立てた指導計画を作成します。

しかし、保育は保育者が考えた指導計画に子どもを当てはめ、動かすものではありません。実際に保育を展開し、その過程で子どもの姿を捉え直しながら、絶えず計画を修正し、保育を改善していく必要があるのです。

つまり、子ども理解と評価は、計画を立てて保育を展開することと、子どもの活動に沿って環境を構成し直し計画を修正していくことが一体となった、PDCA サイクルで行われていきます。

第2章 領域のねらいと内容

幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示す領域の「ねらい」は、教育及び保育において育みたい資質・能力を子どもの生活する姿から捉えたものであり、「内容」は、ねらいを達成するために指導する事項です。

この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらいと内容を乳幼児の発達の側面から、乳児は3つの視点として、幼児は5つの領域としてまとめ示しています。

各領域に示す「ねらい」は園生活の全体を通じ、子どもが様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものです。

「内容」は子どもが環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければなりません。

1 満3歳以上

(1) 基本事項

この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると共に、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになります。理解する語彙も急激に増加し、知的興味や関心も高まってきます。仲間との遊び、仲間の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや共同的な活動も見られるようになります。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の教育及び保育においては、この成長と集団としての活動の充実が図られるようにしていく事が大切です。

この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容は、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として5領域でまとめ示されています。

(2) ねらい及び内容

心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

この時期においては、自分の体を十分に動かし、子どもが体を動かす気持ちよさを感じることを通じて進んで体を動かそうとする意欲などを育てることが大切です。

また、自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔で安全なものにしたりするなどの生活に必要な習慣や態度を園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにします。

さらに、健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であるので、子どもの食習慣の実情に配慮して、和やかな雰囲気の中で保育者や他の子どもと食べる喜びや楽しさを味わったり、

様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにします。

人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

人と関わる力の基礎は、自分が保護者や周囲の人々に温かく見守られているという安定感から生まれる人に対する信頼感をもつこと、さらに、その信頼感に支えられて自分自身の生活を確立していくことによって培われます。

園生活においては、何よりも保育者との信頼関係を築くことが必要であり、それを基盤としながら様々なことを自分の力で行う充実感や満足感を味わうようにすることが大切です。

子どもは、園生活において多くの他の子どもや保育者と触れ合う中で、自分の感情や意思を表現しながら、自己の存在感や他の人々と共に活動する楽しさを味わいます。また、時には子ども同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験を重ねながら関わりを深め、共感や思いやりなどをもつようになります。

さらに、このような生活の中で、よいことや悪いことに気付き、考えながら行動したり、きまりの大切さに気付いて守ろうとしたりするなど、生活のために必要な習慣や態度を身に付け、人と関わる力が育っていきます。

身近な環境との関わりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

身近な動植物に親しみをもって接したり、自然に直接触れたりする体験を通して、生命の尊さに気付き大切にすることや、自然との関わりを深めることができるようにすることが大切です。

いろいろな物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもち、考えたり、試したり、工夫したりする遊びを通して物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになります。

特に、他の子どもの考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようになります。そのために、保育者は子どもが自分なりに環境に関わる姿を大切にするとともに、場やものの配置を工夫したり、保育者も一緒にやってみたりして、子どもが互いの考えに触れることができるような環境を構成することが大切です。

言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意思などを伝え、相手が応答する言葉を聞くことを通して次第に獲得されます。子どもが心を動かすような体験と言葉を交わす喜びを味わえるようにします。

子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育者や他の子どもなどの話を興味をもって聞くことを通して、次第に話を理解するようになり、言葉による伝え合いができるようにすることが大切です。

日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことなどを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにします。

感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

子どもが自然などの身近な環境と十分に関わる中で、心を動かす出来事に出会い、そこから得た感動を他の子どもや保育者と分かち合い、描いたり歌ったりして表現することを通して、豊かな感性が養われていきます。

さらに、安心して自分なりのイメージを表現できるように、保育者は一人一人の発想や素朴な表現を共感的に受け止めることが大切です。また、生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しむことができるように、遊具や用具を整えたり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして、自己表現を楽しめるように工夫します。

2 満1歳以上満3歳未満

(1) 基本事項

この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的な機能も整うようになり、つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育者の援助の下、自分で行うようになります。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育者は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要があります。

(2) ねらい及び内容

心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

身近な大人から一人の人間として自分の意思が尊重され、安心して様々な物事に取り組むことができる環境の下、子どもは今の自分がもっている心身の力を存分に発揮して、自分でしてみようとする気持ちを強くしていきます。

子どもの安定感や愛情豊かさは子どもにとって心地よい保育者の関わりの下、子ども一人一人が受け入れられていると感じるときに得られるものです。

保育者は、その時々の子どもの欲求や興味・関心を理解して応答的に関わるのが大切です。また、この時期の子どもが様々な身体を動かすことを体験するために必要な環境を構成することや、清潔に保つ環境を整えるとともに、子どもが清潔に関わる行為の意味を感じ取るような言葉掛けをすることも大切になります。

人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を培う。

子どもは、自分を温かく受け入れてくれる保育者との信頼関係に支えられて自分の居場所を確保し、安心感をもってやりたいことに取り組むようになります。そのため、保育者は、子ども一人一人の内面に思いを寄せ、園生活の何に心地よさを感じているのかを理解しようとするのが大切です。

園での生活では、それぞれに異なる個性をもった他の子どもや保護者や地域の人などと接します。保育者は、子どもが人との関わりの中で心を動かす時、その出来事を通して感じたことや考えたことを共有したり、それぞれの人の特性や多様性に気付くように関わったりする事で、人には皆違いがあるということや相手にも思いがあるということ、きまりがあるということを感じ取れるようにすることが大切です。

身近な環境との関わりに関する領域「環境」

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

この時期の子どもは、日頃から慣れ親しみ安心できる環境の中で、旺盛な探索意欲を発揮し、注意を引かれたものへ自ら近づいていきます。音やにおい、衝撃、光など、自分と環境との関わり合いがもたらすあらゆるものに感性を働かせ、その感覚を味わいます。こうした経験を幾度も繰り返しながら、子どもはさらに興味や関心を広げていきます。

このような子どもの発見や感動に周囲の大人が共感することで、子どもは自信をもって遊びを発展させていくことができます。保育者は、安心してじ

つくりと興味の対象に関わることのできる環境を整え、子どもの見いだしたことや感じ取ったことに、寄り添った言葉をかけます。驚きや喜びを人と共有する経験は、子どもが期待をもって環境に関わり、発見を楽しんだり、いろいろと試行錯誤してみようとしたりする気持ちを支えるものとなります。

子どもが自ら感じ取る世界を豊かなものにしていくためには、直接的な経験を通して、様々な感覚を十分に働かせることが必要です。

言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や表現する力を養う。

言葉については、身近な大人との安心できる関係を土台に、自我の育ちや自分の思いを分かってほしいと願う気持ちの芽生えと共に、言葉を用いて他者と伝え合う力が培われていきます。

そうした発達を支えていく上で、この時期は、言葉のもつ響きやリズムの面白さや美しさ、言葉を交わすことの楽しさなどを感じ、十分に味わえるようにしていくことが重要です。保育者は、絵本や詩、歌など、子どもが興味や関心をもって言葉に親しむことのできる環境を整えるとともに、子どもに対して、日常の挨拶をはじめとして生活や遊びの中で丁寧に温かく言葉を掛けながら関わるよう心掛けましょう。また、子どもが表情や言葉などで表した気持ちを丁寧に受け止め、応えていくことが大切です。

子どもの発する言葉に耳を傾け、応答的なやり取りを重ねていくことは、子どもの気持ちを伝えようとする意欲を育むことにつながります。また、保育者の話や言葉に面白さや魅力を感じたり、保育者の仲立ちで友達とのやり取りを楽しんだりすることを通して、保育者や友達の言うことを分かりたいという気持ちも膨らみます。このように、日々の生活や遊びにおいて人との関わりが充実する中で、子どもの話すこと、聞くことへの意欲が高まっていきます。

感性と表現に関する領域「表現」

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

この時期は、歩行の開始に伴い、自分で移動できる範囲が広がり、手を使って様々なものを扱うこともできるようになります。乳児期よりも更に多様なものに出会い、触れ合うことで、形や色、音、感触、香りなど、それぞれがもつ性質や特徴を様々な感覚によって捉えるようになります。このように自分の身体を通じた経験を豊かに重ねていくことが、諸感覚の発達を促し、子どもの世界を広げていくこととなります。

子どもが感じ取ったことを保育者が共感をもって受け止め、子どもがどのよ

うに捉えたかということに興味や関心を示して関わることで、子どもは自分の思いを表現して伝えることへの意欲を高めます。

子どもが環境と関わり様々な感覚を味わう際に、保育者もその感覚と一緒に楽しんだり、感覚とイメージを結ぶ言葉を添えたり、気づきを促したりすることで、子どものイメージは更に膨らみ、感性も豊かになっていきます。このように、子どもの感性や表現力は、保育者が自身の感性によって捉え、表現したことを取り入れながら育まれていきます。保育者自身が感性を豊かにもち、共感をもって子どもの気づきを受け止めていくことが大切です。

3 満1歳未満

(1) 基本事項

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されます。乳児期の子どもの保育は、愛情豊かに応答的に行われることが特に必要です。この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児期の子どもの保育のねらい及び内容は、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人との気持ちが通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の、3つの視点で示されています。

(2) ねらい及び内容

身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基礎を培う。

この時期の初め頃、子どもの欲求は、そのほとんどが生きていくための基本的な欲求である生理的欲求です。また、この時期の子どもの発達には個人差が大きく、心身の発達は未分化な状態で互いに影響し合いながら進んでいきます。

この時期の生理的欲求が、保育者による愛情豊かな応答とともにほどよく満たされる生活は、子どもに安心感と充足感をもたらします。眠いときに寝て、空腹のときにミルクを飲ませてもらう。空腹が満たされて周囲に働き掛ければ、それに相手をしてもらう。日常生活におけるこの心地よい繰り返しが、生活のリズムの感覚を培うのです。

保育者は、子どもが独立した人格をもつ存在として受け止め、子どもに対して信頼と思いやりをもって応答することが要求されます。こうした関わりは延長線上に、子どもの人と関わりたい、認めてほしいといった心理的欲求が育ちます。また、子ども一人一人の発達の過程を踏まえ、遊びの内容を意図して構成した環境の下、子どもは遊びの中で体を動かすことの楽しさを経験します。

こうした経験を豊かに重ねていくために、十分に体を動かすことのできる空間を確保するとともに、個人差や興味や関心に沿った保育室の環境を整えることが重要です。

社会的発達に関する視点「身近な人との気持ちが通じ合う」

受動的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

乳児期において、子どもは身近にいる特定の保育者による愛情豊かで受動的・応答的な関わりを通して、相手との間に愛着関係を形成し、これをよりどころとして、人に対する基本的信頼感を培っていきます。また、自分がかげがえのない存在であり、周囲の大人から愛され、受け入れられ、認められていることを実感し、自己肯定感を育んでいきます。さらに安心できる安定した関係の下で、自分の気持ちを相手に表現しようとする意欲が生まれます。こうした育ちは、生涯にわたって重要な人と関わり合いながら生きていくための力の基盤となるものです。

日々の温かく丁寧な触れ合いを重ねる中で、子どもは身近な保育者に親しみをもち、より気持ちを通わせ、関わりを深めることを求めます。こうして乳児期に特定の保育者との間に芽生えた愛情や信頼感が、子どもが周囲の大人や他の子どもへの関心を抱き、人との関わりの世界を次第に広げていく上での基盤となります。

保育者は、子どもの声や表情、体の動きなどから、子どもの欲求や気持ちを汲み取り、タイミングよく応えたり、十分に受け止めながら応答的に関わるのが重要です。保育者とのやり取りの心地よさが、人に対する基本的信頼感の育ちにもつながり、コミュニケーションの土台となります。それが、子ども同士の関わり合いの育ちや言葉を理解することにもつながっていきます。

精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

子どもは自分の感じ取ったものを身近な人と共有する喜びと体の育ちに支えられて、自ら思いを表現しようとする意欲と力も培われていきます。

子どもの主体性を尊重した生活や遊びは、子どもが身近なものに興味をもち、自ら行動としようとする意欲を育て、同時に、人と関わる力や体の諸感覚をも育てるということに留意することが大切です。

園の生活や遊びを繰り広げる中で、様々につくり出されたり生み出されたりする音や動き、物の形、色、手触りなどは、子どもの気付きを促し、感覚の働きを豊かにする環境として重要になります。保育者は、子ども一人一人の発達の過程や興味・関心を理解し、それに沿って探索活動が盛んになるような環境を構成するように心がけ、遊びをどのように発展させていくかを考えることが重要です。

4 必要な配慮事項

(1) 教育及び保育全般に必要な配慮

- ・子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえ、一人一人の子どもの気持ちを受け止め援助する。
- ・子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらされることに留意する。
- ・子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う行動を見守りながら、適切に援助する。
- ・子どもの入園時の教育及び保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に園の生活になじんでいくようにするとともに、既に入園している子どもに不安や動揺を与えないようにする。
- ・子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにする。
- ・子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにする。

(2) 満3歳未満の子どもに必要な配慮

- ・この時期の子どもは疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行う。
- ・一人一人の子どもの生育歴の違いに留意し、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努める。
- ・職員間や学校医との連携を行い、適切に対応する。
- ・この時期の子どもの保育においては特に、保護者との信頼関係を築きながら保育を進め、保護者からの相談に応じ支援に努めていく。
- ・担当の保育者が替わる場合には、職員間で協力して対応する。
- ・満1歳以上3歳未満の子どもは、特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行い、適切な判断に基づく保健的な対応を心掛ける。
- ・探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びを取り入れる。
- ・自我が形成され、自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であるので、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重し促す。

参考事例

子どもの成長は、保育者の確かな子ども理解と深い愛情に支えられています。
一人一人の行動や心の動きを温かく受け止め、理解しながら関わることを心掛け、
子どものよさや可能性を伸ばしていきましょう。

事例1 1歳児「ぼくがしてあげる」

事例2 2歳児「寒い紙もありますよ」

事例3 3年保育 3歳児 5月から6月
「ぼく、三輪車にのれるんだ」

事例4 3年保育 4歳児 11月
「私もケーキ屋さん、やってるよ」

事例5 3年保育 5歳児 11月
「こうするといいんじゃない？」
「そうかなあ、このやり方もいいよ」



【事例1 1歳児】 「ほくがしてあげる」

歩くことがうれしい1歳児は、園庭に出て遊ぶことが大好きです。

朝の受け入れ活動が済み、皆の気持ちが落ち着いた頃、保育者は「お庭で遊ぼうか、お日様も呼んでるよ。」と声を掛けながら戸外遊びの準備に取りかかりました。A君はうれしくて自分から帽子を取りに行き、保育者にちょっと手伝ってもらいながらかぶり、靴箱に向かいました。

保育者は、皆の準備ができたところで、Bちゃんと手をつなぎ靴箱に向かい、Bちゃんに靴を履かせようとしたのですが靴が見当たりません。「あれっ、Bちゃんの靴はどこかな…？」と言いながら見渡すと、A君が体の後ろに隠すように持っていました。保育者が「A君、Bちゃんのクック、ちょうだい。」と手を差し出しながら言うと、A君はBちゃんの靴を保育者の方にぽいっと落とすと、園庭に向かってしまいました。保育教諭は（あらあら、投げなくても…）と思いながらBちゃんに靴を履かせ、園庭に出ました。

翌日、同じように園庭に出ようとする、またBちゃんの靴が靴箱になく、A君が持っていました。保育者は（ただ…、Bちゃんの靴が気に入ったのかな？）、と思いつつも、「A君、Bちゃんのクックちょうだい。」と言うと、A君はしばらく黙って保育者を見つめ、「A君（がやる）！」と言ってBちゃんの足下に靴をおき、Bちゃんの足を靴に入れようとしてしました。

保育者はハッとしました。A君がBちゃんの靴を持っていたのは自分にできることを自覚すると共にさらにその行為を広げようとしていたのです。（昨日は注意しなくて良かった。）、と思いながら、二人に「今日もゴーゴー乗れるかな」と話しながらA君と一緒にBちゃんに靴を履かせました。

一日が終わり保育を振り返った時、A君の「自分でやりたい」気持ちが他児に向いてきたことにうれしさを覚えたと同時に、それを褒めなかったことを反省しました。

翌日もBちゃんが靴を履こうとテラスに座ると、A君がBちゃんの靴をもってきてくれました。保育者は、A君に微笑みながら「ありがとう、Bちゃんのお靴（を履く）のお手伝いをしてくれるんだね」と声を掛けました。A君もにこにこです。

◆子どもの姿

園庭に出て遊ぶことが分かったと、それぞれに帽子を持ちに行こうとしたり靴箱に向かったりします。〔象徴機能の一つ〕

園庭に出る時は帽子をかぶり靴を履くという繰り返しの中で、生活に見通しをもち、同時に自分でやろうとする意欲も育ちます。自分でできるようになると、「自分でやり終えたい」という思い〔自我〕が出てきます。自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期です。

◆保育者の願い（ねらい）

- ・園庭に出るための手順が分かり、自分でやろうとする。
- ・保育者やクラスの皆と一緒に行動する中に心地よさを感じる。

◆考察

保育者が行う援助をA君もやりたかったのだと思います。しかし、まだBちゃんの靴を手にする所までしか行動に移せません。その瞬間での保育者の関わり方はいろいろ考えられます。

最初の表れをよくない行動と捉え注意するような声かけになると、A君の思いは台無しになってしまいます。保育者には少し先入観もあったかもしれないことを反省しています。

A君がやろうとしていることを一緒に行いながら行動と言葉で丁寧に伝えることが大切です。

◆指導のポイント

子どもの何気ない仕草や表情から感じていることや実現したいと思っていることをありのままに受け止めることが大切です。

また、子どもの行動には必ず意味があります。子どもの姿を肯定的に捉え、共感し、子どもの行動の意味にぴったりの言葉を伝えましょう。

【事例2 2歳児】「寒い紙もありますよ」

紙製作遊びが終わり、残った折紙、画用紙等を見つけたCちゃんは、それらをテーブルに広げると、「紙屋さん、やろう！」と保育者を誘いました。どんな遊びなのかなと思ひながら、保育者はそのテーブルの前に行きました。

C 「どの紙がいいですか？」

保育者 「この紙をください。」

C 「はい、どうぞ。」

保育者 「ありがとう。」

C 「今度はどれが欲しいですか？」

保育者 「このピンクをください。」

C 「はい、どうぞ。」

と言いながら、紙の受け渡しが続きました。そして

保育者 「今度は、すいかを作りたいから、ちょっと厚い紙にしようかな。」

と独り言を言いながら赤い画用紙を指差しました。

C 「はい、どーぞ」

と言って、同じように渡してくれました。そして

C 「今度は、どれがいいですか？」

保育者が迷っていると、

C 「寒い紙もありますよ。」

と言って保育者を見ました。保育者は、一瞬（寒い紙？）、と思いましたが、（そうか、厚いを熱いと捉えたのだ）、とおかしくなりました。

保育者 「そうだね、寒い紙もいいかな。じゃあ、この紙をください。」と返し、
「Cちゃん、この紙はね、薄いつて言うんだよ。こっちが厚い、こっちは薄い」

と両方の紙を触りながら話しました。

C 「うすい…？うすい紙、うすい紙 …」

その楽しそうな様子に引きつけられて、3～4人が集まり、同様の紙の受け渡しが続きました。

保育者 「今度はこれにしようかな？ ちょっと色が薄いかな…」

と迷いながら黄緑と緑の紙を手にして見比べていると

C 「こっちのあつい色の方がいいですよ。」と緑色の紙を指さしました。さっき、薄いと厚いの対義語を覚えたから…、と思った保育者は、

保育者 「こっち（黄緑）が薄い色、こっち（緑）は濃い色つて言うんだよ」

と伝えました。

C 「濃い色…、濃い色…、濃い色…」

◆子どもの姿

片言から、二語文、ごっこ遊びでのやりとりができる程度へと、大きく言葉の習得が進み、言葉で周りの世界を捉え始めます。

言葉の意味するものや話されたことの内容を徐々に理解するようになり、言葉で伝え合うことの喜びや言葉により心を通わせる楽しさを味わっていきます。

さらに多様な物に出会い、触れ合うことで、形や色、音、感触、香りなど、それぞれが持つ性質や特徴を様々な感覚によって捉えるようになります。

◆保育者の願い

- ・遊びや絵本、紙芝居等で新たな言葉と出会い、言葉の感覚や語彙を豊かにしていく。
- ・保育者とごっこ遊びをする中で、言葉のやりとりを楽しむ

◆考察

Cちゃんは紙を扱う仕事をする祖母と家でも紙屋さんごっこを楽しんでいるとのこと。

売り手になることや紙のやりとりの楽しさと共に言葉のやりとりへの関心が高まっています。自分の知っている言葉を引き出し、大人の言葉をまねながら、言葉の持つ意味を実際に体験しながら語彙を増やしている時期と捉えられます。

◆指導のポイント

感覚に基づく子どもらしい言葉（表現）を受け止めていくことが大切です。

子どもの生活や興味関心に寄り添いながら、その意味や使い方をその都度具体的に分かるように伝えていくことにより、子どもも次第に言葉の意味が分かり、自分でも使うようになっていきます。

事例3 ぼく、三輪車に乗れるんだ!

3年保育 3歳児 5月



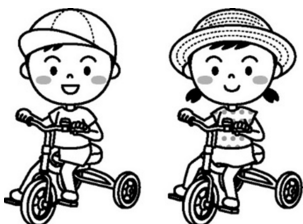
入園して1か月が過ぎ、少しずつ園環境にも慣れてきて、一人一人が好きな遊びを楽しんでいます。保育室前の園庭には、すぐに遊び出せるようコンビカー（足蹴り乗用玩具）や三輪車が並べられていて、朝の身支度がすむと駆け寄って乗り始める子どもが大勢いました。

A児は、新幹線のコンビカーがお気に入りでした。鉄棒や総合遊具の下を通り抜けたり花壇の花やだんご虫を見たり座面下の物入れにカップに入れた砂のごちそうを入れたりしながら、伸び伸びと園庭を走り回っていました。保育者はすれ違うたびに「A君、今日もスピードが出ているね。」「どこに行くのかな?」「だんご虫ともお友達になったね。」「今度はカレーを運んでください。」などと声を掛け、時には並走して遊んでいました。

そんな中、三輪車乗りをしていた子ども達が列をなして走り始めました。先頭のB児の後をついて走っています。保育者は「おもしろい姿だな。同じ遊びをしていた子たちが自然に引き寄せられたのかな。」と思いながら見守っていました。そこへ郵便屋さんが来ました。三輪車に乗った自分たちとバイクの郵便屋さんが仲間のように感じたのでしょうか、B児はそちらに向かい何やら郵便屋さんに話し掛けました。保育者も郵便物を受け取ると、B児たちに20メートル程先の職員室まで届けてくれるよう頼みました。B児は意気揚々と新聞を受け取ると職員室に向かい、「郵便ですよー。」と事務の先生に渡しました。そして、いつの間にか列の最後尾につながっていたA児が大きな声で「郵便車でーす。」と叫び、「♪どンドン出てこい 働く車〜♪」と歌いました。車好きのA児は「働く車」の歌も馴染みの歌だったのです。保育者は子どもたちのイメージをより豊かに、楽しくしようとCDをかけました。楽しく歌い、音楽に乗って三輪車、コンビカーを走らせる子ども達の姿がありました。

この頃からA児は三輪車乗りに興味をもったようです。コンビカーに乗ることが多かったのですが、時折、三輪車の横に立っていたりハンドルをさわったり三輪車を走らせる他児の姿を目で追っていたりする姿がありました。保育者は、「Aちゃんも三輪車に乗ってみる?」と声を掛けてみましたが、A児はにこにこ首を横に振ってコンビカーに乗りました。三輪車にあこがれの気持ちをもちつつも、まだ走らせる自信がないのだと受け止めた保育者は、もうしばらく見守ることにしました。A児は三輪車軍団に交じって楽しそうに遊んでいました。保育者は、跳び箱の踏み板で坂道を作ったりござでトンネルを作ったり駅を作ったりして遊びに新鮮さを加え、また、交代して三輪車に乗ることへの気づきを促すようにしていきました。

帰りの引き渡しの時、保育者はA児の母親からA児が三輪車に乗りたいがっているようだと聞きました。そこで次の日、コンビカーに向かうA児に「Aちゃん、今日は三輪車に乗ってみようか。」と声を掛けました。やはりA児は首を横に振ります。保育者はどうしても三輪車に乗せたく、「先生と一緒に乗ろう。」とA児の手を取りました。まんざら嫌そうでもなくA児は三輪車に乗りました。そしてペダルを回すのではなく、足で地面を蹴って走り出しました。コンビカーで鍛えた脚力です。



遊ぶ姿を見守りながら保育者は「Aちゃん、足をペダルに乗せて回してごらん。」と声を掛けましたが、A児はなかなかやりません。保育者は、今度は三輪車に乗ったA児の前にかがみ、手でペダルを回して漕ぎ方を教えました。A児は足を交互に踏み込んでペダルを回すという動きをだんだんに覚えていきました。

漕げるようになると楽しさは倍増です。三輪車軍団の一員としてすいすいと園庭を走り回り、ハンドルを巧みに操り「ピッピッピッピ」と言いながらバック運転までこなし、狭い駐車場に並べる競い合いもしていました。

後輪の間の荷台に砂のごちそうを乗せて落とさないように運んだり、保育参加会でお父さんと作った風車をハンドルに取り付けたりなど、三輪車遊びは楽しさを増し、大好きな遊びになりました。

1 子どもの姿

子ども達は、周りの子どもや保育者の様子を見ながら、自分なりに園の生活の仕方を理解しようとしています。緊張していた子どもも好きな遊びが見つけれられるようになり、徐々に周囲の友達との関わりも多くなってきます。新たな場所を探索したり戸外での解放感を感じたりして遊ぶようになります。

2 指導のポイント

保育者は、子どもが分かりやすいように遊びや生活に必要なものを配備することと、不安になった時も共感的に受け止める姿勢をもつことが大切です。新しい環境、初めての保育者との出会いの中で、少しでも安心して過ごせるように使い慣れたおもちゃや興味をもちそうな教材、様々な環境を用意して保育者も一緒に楽しめます。

新しい遊びを提案したり自然のもつ面白さに気づいたりできるように援助していき、面白いことをみんなと共有するという姿勢で、友達と一緒に楽しめる遊びや活動を取り入れていくことが必要です。

3 考察

園庭が公園のように見えたり、家と同じおもちゃや目新しいおもちゃが目に入ったりすることは、子どもを遊びに引き寄せます。A児も大好きなコンビカーで遊ぶことを通して安心して園生活に慣れてきました。

保育者は子どもの個人差に応じて一人一人に寄り添い、一緒に遊ぶことを大切にしながら信頼関係を築いている様子がうかがえます。子どもの「今日も楽しかった」という思いをできるだけ大きくしたいとの保育者の熱意が感じられます。表面的な表れだけでなく、内面を理解しようとする保育者の一生懸命さが子どもに伝わっていくのだと思います。

子どもと一緒に遊び、子どもの楽しんでいるイメージを共有することで、さらにその遊びが楽しくなるように、また子ども同士が関わり合えるように、環境構成を考えています。

事例4 私もケーキ屋さん やってるよ… 3年保育 4歳児 11月



運動会を終え、秋の自然物や空き箱等の廃材、画用紙等の製作材料を使って、個々に好きな物を作る活動が展開されていました。ケーキやハンバーグ、車、怪獣などを作り、ままごとをしたり廊下を走らせたり戦いごっこをしたりして、同じような遊びをしている友達と一緒に一つの遊びに向かう様子が表れてきていました。

M児もケーキを作っている友達の中に入って、友達の遊ぶ様子を見ながら同じようにケーキを作っていました。カラーダンボール紙を丸めてその上にいろいろな大きさのどんぐりやヒマワリ、かぼちゃの種、数珠玉、ビーズ、丸めた和紙等をかざっています。あまり話はしませんが、あれこれと材料を手にとって選んだり置き場所を替えたりしながら作ることを楽しんでいきます。一つ完成するごとににっこりとし、満足している様子がうかがえました。保育者は、他の子どもたちのにぎやかな会話に応じながら、M児に「Mちゃん、それは何ケーキ？ おいしいそうだね。」「お誕生日ケーキ？ 誰のお誕生日なの？」などと声を掛け、M児の作った物をほめたりM児が友達と話すきっかけを作ったりしながら遊びました。

たくさんのケーキがロッカーの上に並べられていきました。するとA児が「○○まつり(PTAバザー)みたいだね。そうだ！ケーキ屋さんにしよう！」と言い、「いいねえ。やろう、やろう！」とみんなが賛成し、店を作ることになりました。M児も嬉しそうににこにこしています。保育者は、「じゃあ、このテーブルに並べよう。ケーキ屋さんの場所はどこにする？」と店作りの段取りを示しながら一緒に作っていきました。「ガラス(ビニール)のショーケースがいい。」「○○(地域のケーキショップ)は2段になっている。」などイメージすることを口々に発しながら作り、どうにか店構えが完成しました。次はお金やレジ、かわいいエプロンを作ったり持ち帰り用の箱や紙袋を探して集めたりするなど、様々な小道具づくりに3日間ほどかけ、ケーキ屋さんは開店しました。保育者は、M児がみんなの声掛けに加わりながらM児なりに店作りに参加している様子から、この調子でM児がみんなの中に自然に溶け込んで遊べるようになるようにと願っていました。トングが2つしかなかったので売り手は2人。活発なA児たちが「いらっしゃい、おいしいケーキ屋さんですよ。」と遊びをリードする中で「今度は私にやらせて。」と売り手と買い手を交代したり、また他の遊びをしていた子たちも時折加わったりしながら、ケーキ屋さんは繁盛していました。しかし、M児はあまり売り手になっていません。保育者は、子どもたちの交代の様子を見ながら次はM児の番であることを伝えて交代のサイクルの中に入れ、M児が売り手の時はたくさん買い、活躍の場を多くしていきました。また、どうしたらみんなが同じように売り手になれるか話し合い、互いに思いやりをもちながら遊べるようにと願って見守っていきました。



ケーキ屋さんが続く毎日の中で、M児はなかなか「次はわたしに(売り手を)やらせて。」と言えず売り手になっていないのですが、店の中に入ってトングを持つ友達に箱を渡したり予備のケーキをケースに並べたりすることを進んで行っています。自分なりにお店の人としての役割を楽しんでいるとも受け取れました。

多くの子どもも達がケーキ屋さんごっこに十分満足すると他の遊びに移っていったのですが、それから M 児は毎朝保育室前のテラスに店を出してケーキを並べました。お客さんが来なくてもケーキを作ったり並べ替えたりして遊んでいました。そこに年少児がやって来ました。優しい M 児は年少児に寄り添うように「ケーキ、食べる？」「どれがいい？」「これはプリンパフェ、すごくおいしいよ。」と話し、ケーキ屋さんの主人公になって楽しみました。ケーキ屋さんが繁盛している様子が目に入ると、時折クラスの友達もまた戻ってきます。友達の「入れて。」の声に「いいよー。」と大きな声で応える自信たっぷりの M 児の姿がありました。

1 子どもの姿

運動会で力いっぱい体を動かすことの心地よさを味わい、また友達と力を合わせるともっと大きな力になることを知ると、気の合う友達の輪が広がっていきます。日々積み上げてきた遊びや頑張って取り組んだ遊びが大勢の人たちに認められて得た満足感は、次の遊びへの期待となって自らの活動を促します。

2 指導のポイント

子どもの活動意欲を高めるための環境構成を工夫します。秋は自然の実りがいっぱいです。今まで楽しんできた自然物を使った遊びをもとに、新たな遊び方も見つけます。身近な自然をふんだんに生かした遊びを展開していきたいものです。

子どもが何に興味・関心があるかを考え、使いたい時に使えるように道具や素材を準備します。イメージを膨らめ、それを友達と共有しながら遊びを進める中で、見通しをもったり様々な段取りに気付いたりします。保育者の適切なタイミングでの援助により、友達と協力して取り組んだ達成感を味わえるようにします。

自分のイメージを友達にうまく伝えられない時は、まずはその子のもっているイメージを丁寧に聞き、そのイメージが伝わるような手立て（図鑑や写真等）を一緒に探し、保育者も友達との話し合いに入って安心して自分のイメージを伝えられるような場を作ります。伝え合えない時は個々の取り組みを大切にすることもあります。

3 考察

協同性が芽生え友達と遊ぶことを楽しんでいる子もいれば、集団ではなく自分なりの遊びを楽しんでいる子もいます。M 児に対し保育者は、個の遊びをより豊かにすることに加えて、自分の思いを遠慮せず友達に伝え友達と関わることの楽しさを感じてほしいと願っています。しかしながら、保育者の願いが M 児の重荷にならないよう、まずは M 児の思いを温かく受け止めることを大切にし、M 児が安心して自分の思いを出せる時を見届け、その時間を十分に確保しています。

友達の気持ちに気づき、思いやりの気持ちが芽生える時ですが、その時が子どもの内面に自然に訪れるように、個や学級での話し合いのもち方を工夫しています。

事例5「こうするといいいんじゃない？」
「そうかなあ、でも、このやり方もいいよ」
3年保育 5歳児 11月



以前から男児は恐竜について興味を広げていました。保育者は、年長学年の後半を迎えるに当たって、これを発展できないものかと大きなダンボール箱を用意しておきました。

大勢の男児が気付き、ダンボール箱の中に入って隠れたり通り抜けたり空き箱で作った恐竜を持ち込んだりして遊び始めました。次第に遊びに加わる子ども達も増えてきました。

そこで保育者は、クラス全員でこの遊びを共有する話し合いをもちました。

男児が勢いよく恐竜王国の説明をする姿にみんなが楽しそうな雰囲気を感じとり、遊びたいという思いが高まりました。イメージしていたことは、いろいろな種類の恐竜が住んでいる、好きな恐竜は様々であること、恐竜は大きくて強くてかっこいい、大昔は恐竜同士の戦いがあった、ジャングルみたいな所で大きい川や洞窟、火山もある、海に住む恐竜や空を飛ぶ恐竜もいる、化石が出てくるなどでした。

各自がイメージする所から作り始めようということになり、「〇〇ちゃん、一緒に作ろう。」と気の合う4～5名のグループになって、恐竜や大木を作り始めました。

表面に表れる部分から作り出し、しっかりとした土台がないまま接合しようとするので失敗続きでしたが、協力したり先に何をすればよいか話し合ったりして進めるようになりました。少しずつ製作活動の段取りが見えてきました。

頂上からマグマが噴き出すように山を作りたいA児は、ダンボール箱に赤い画用紙を取り付け、山の頂上に付けようとしたのですが、とがっているためにまっすぐにはつきません。B児が山の土台となっている中のダンボールの上に置けばまっすぐに立ち上ることを提案しました。でも、そうするには、山の外側のダンボールを剥ぎ、もう一度やり直さなくてはなりません。A児はそれは嫌です。山からつながっている洞窟も壊したくありません。「そんなの、大変じゃん。壊さないでもできるからB君、ここ、持っていて。(踏み台にする)イスを持って来て。」と命令します。B児も協力しますが、何回やってもうまくいきません。B児は、「だからこの方法はだめだって。ここを一回外してからじゃないとできないよ。爆発の火を出したいんならやり直せばいいじゃん。やり直しが嫌なら火だけくっつけておけばいいよ。」とA児のやりたいことがA児のやり方では無理だということを主張します。しかし、A児は自分の考え通りやろうとします。何回試みても成功せず、仕方なくB児の考えを受け入れて、外側のダンボールを慎重に剥がし始めました。B児C児も見守っています。ダンボールはうまく剥がれました。ほっとしたA児は、さらに慎重に洞窟が壊れないように火のついた箱を乗せようとしたのですが、B児C児も両手で土台の箱を支えます。するとその時、洞窟になっていたダンボールが支えを失いペシャンコになってしまいました。落胆したA児は「だから言ったじゃん。B君が悪い。…」と不満を言い続けました。B児は時々口をはさみながらも聞いていましたが、ゆっくりと直し始めました。「A君、僕がここ持っているから、ガムテープ貼って。洞窟をもっと強くすれば大丈夫だよ。」B児の落ち着いた態度に少しずつ気を取り直したA児は「こうすればいい？」など、B児の考えに応じてみようとする気持ちに

なりました。

A児に友達との協調性の育ちを願う保育者は、この様子を気にしながら見守り、この日の活動後グループの4人で振り返りの話し合いをしました。

1 子どもの姿

運動会で皆と一緒に励まし合ったりくじけずに目標を目指してやり遂げようと頑張ったことの達成感を味わった年長児は、楽しさや面白さを追究し、友達と積極的に関わり様々な感情の交流をしながら、さらに新たな遊びを創り出し、没頭します。これまでの一つ一つの体験が相互に結び付き、園生活が充実していきます。

2 指導のポイント

一人一人の子どものよさや特徴を把握し、よさが影響し合って、一人ではできなくても力を合わせれば可能になるという気持ちが育つようにすることが大切です。

友達とのコミュニケーションを通じて共通の目的が生まれる過程や、試行錯誤しながらも一緒に実現に向かおうとする過程、いざこざなどの葛藤体験を乗り越えていく過程を大切に受け止めていくことが重要です。そして、その過程や変容を子ども自身が実感できるようにしていくことが必要です。

3 考察

大きなダンボール箱を使って大好きな恐竜を作ることは、とても楽しい活動です。自由に想像できること、いろいろな素材や用具を使うこと、自分なりに工夫できることは楽しく、好奇心や探究心を膨らませ、どの子ども進んで取り組みました。

気の合う友達とグループを作って取り組んだことで、思ったことや考えたことを自由に言うことができ、伝え合いを活発にしました。「この箱を使おう。」「うん、いいね。」と共感し、「目はこれならぎょろぎょろできる。僕が作るよ。」「僕は強い角を作るよ。」と役割を分担したり、「まだ塗らないで。先にガムテープで貼ってからにしよう。」と活動の見通しを共有したりしていました。

A児は、アイデアが豊富で好きな遊びにはとことんのめり込みます。その力は皆が認める所です。しかし、自己主張が強いのでトラブルになることも多く、特に仲のよい友達はいませんでした。保育者はA児の重点目標を「共通の目的に向かって友達と協力して取り組む楽しさを十分に味わう」としていました。活動に入るとき友達を探していたA児に保育者はリーダー性のあるB児達とグループになったらどうかと促しました。A児は寛容なB児に支えられながら次第に相手の考えを受け入れることができるようになっていきました。

また、グループの皆はA児の考えを確かめるために図鑑で確認したり、いろいろな材料で試して最適な方法を見つけ出そうとしたりしました。その時々が必要感に基づいて、自分と関わりのある物の素材や数量、形、重さ、空間などを捉えたり関連性に気付いたりしていました。

第3章 教育課程と全体的な計画

1 幼稚園における教育課程の編成について

(1) 教育課程の役割

教育課程とは、各幼稚園の教育目標に向かって、どのような道筋をたどって教育活動を進めていくかを明らかにした計画（幼稚園での生活づくりを大まかに見通したプラン）です。

各幼稚園では、法令及び幼稚園教育要領に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、子どもの心身の発達の実情や幼稚園及び地域の実態に適応した教育課程を創意工夫して編成します。また、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図るよう努めることが重要です。

(2) 教育課程編成上の基本事項

それぞれの幼稚園は、その幼稚園における教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにする必要があります。そのため、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の特性に応じた教育目標を明確にし、幼児の充実した生活を展開できるような計画を編成して教育を行うことが大切です。

ア 教育課程の編成

(ア) 「ねらい」と「内容」を組織する

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育要領に示されている「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程における具体的な指導のねらいや内容とするのではなく、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体的なねらいや内容を設定する必要があります。

具体的なねらいと内容を組織するに当たっては、入園から修了までの教育期間において、幼児がどのような発達をしていくかという発達過程を捉える必要があります。それぞれの発達の時期において幼児は主にどのような経験をしていくのか、また、教育目標の達成を図るには、入園から修了までどのような指導をしなければならないかを、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく必要があります。

(イ) 幼児期の発達の特性を踏まえる

幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していきます。教育課程の編成に当たっては、このような幼児期の発達の特性を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細かな対応が図れるようにすることが大切です。

(ウ) 入園から修了に至るまで長期的な視野をもつ

発達の時期を捉えるためには様々な視点があり、それぞれの幼稚園の実情

に応じて考えるべきものです。このような視点の一つとして、教育課程が、指導計画を作成し、環境に関わって展開される生活を通して具体的な指導を行うための基盤となるものであることから、

- ・ 幼児の幼稚園生活への適応の状態、興味や関心の傾向
- ・ 季節などの周囲の状況の変化などから実際に幼児が展開する生活が大きく変容する時期

を捉えることなども考えられます。

＜入園から修了に至るまでの発達の一例＞

- ①一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期
- ②周囲の人やものへの興味や関心が広がり、生活の仕方やきまりが分かり、自分で遊びを広げていく時期
- ③友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期
- ④友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活に取り組む時期
- ⑤友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期

(I) 教育課程の編成の実際

教育課程はそれぞれの幼稚園において、全教職員の協力のもと、園長の責任において編成するものです。法令や幼稚園教育要領等に示されていることについての理解を十分にもつと同時に、幼児の発達過程や実情を的確に把握し、実践を通してそれぞれの幼稚園の実態に即した教育課程となるようにすることが大切です。

＜具体的な作成手順の例＞

- ①編成に必要な基礎的事項についての理解を図る。
- ②教育目標に関する共通理解を図る。
- ③幼児の発達の過程を見通す。
- ④具体的なねらいと内容を組織する。
- ⑤教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす。

(II) 教育課程の評価・改善

教育課程の評価・改善は、指導計画で設定した具体的なねらいと内容等のように比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力をしなければならないものもあります。また、園内の教職員や設置者の努力によって改善できるものもあれば、家庭や地域の協力を得つつ改善の努力を必要とするものもあります。それらのことを見定めて教育課程の改善を図り、一層適切な教育課程を編成するように努めましょう。

イ 教育週数

毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはなりません。

ウ 教育時間

幼稚園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考

慮して4時間が標準となっています。

それぞれの幼稚園においては、幼児の年齢は教育経験などの発達の違いや季節などに適した教育時間を定める必要があります。

(3) 教育課程の編成上の留意事項

ア 入園から修了までの生活

教育課程の編成や指導計画の作成においては、入園から修了まで幼児の生活する姿がどのように変容するかという発達の過程を捉え、発達の見通しを持つことが大切になります。

入園から修了までの幼児の生活する姿は、幼稚園の実態によって様々であり、それぞれの幼稚園においてその実態に即した方法で捉えることが必要です。

幼児は、必要な経験を積み重ねることによって初めて望ましい発達が促されていきます。先を急ぎすぎたり、幼児にとって意味ある体験となることを見逃してしまったりすることがないようにしましょう。

イ 入園当初の配慮

入園当初の幼児について、中でも特に3歳児については、自我の芽生え始める時期であること、家庭での生活経験などの差による個人差が大きい時期であることなどの発達特性を踏まえ、一人一人に応じたきめ細かな指導が一層必要です。また、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して1日の生活の流れを考えましょう。さらに、3歳児は周囲の状況を顧みず、興味のまま動いてしまうこともあります。そのため、安全については十分な配慮を心がけましょう。

また、満3歳児は学年の途中から入園するため、集団での生活の経験が異なる幼児が共に生活することになります。この頃の幼児はありのままの自分を出しながら幼稚園生活を始めており、教師は心の動きに寄り添った関わりをすること、一人一人の生活の仕方やリズムを尊重することが大切です。

ウ 安全上の配慮

幼稚園においては、幼児が健康で安全な生活を送ることができるよう、全職員で協力して取り組まなくてはなりません。幼児の事故は、原因は様々ですが、そのときの心理的な状態と関係が深いといわれています。日々の生活の中で、教師は幼児との信頼関係を築き、個々の幼児が安定した情緒の下で行動できるようにすることが大切です。

また、幼児期は発達の特性として、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということもあるので、友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に幼児が自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導を行う必要があります。

(4) 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心に教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成します。

2 幼保連携型認定こども園における「全体的な計画」の作成について

(1) 「全体的な計画」の役割

幼保連携型認定こども園における、教育保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画（以下、「全体的な計画」という。）の作成に当たっては、認定こども園法、教育基本法、児童福祉法、学校教育法及び学校保健安全法等の法律の他、これらに関係する政令や省令、教育・保育要領により、いろいろな定めがなされています。これらに従って、家庭や地域の実態に即し、園長の責任の下、全職員が協力して作成する必要があります。

全体的な計画は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、幼保連携型認定こども園の全体像を包括的に示した園の基本構想等となるもので、園内だけでなく、地域・社会に伝播する役割があります。

(2) 「全体的な計画」の作成上の基本事項

幼保連携型認定こども園においては、子どもが充実した生活を展開できるよう、子どもの入園から修了までの在園期間全体を見通した全体的な計画を作成する必要があります。全体的な計画は、各園の目的や目標に向かってどのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくのかを明らかにしたもので、作成する際は下記の事項に留意しましょう。

ア 「全体的な計画」の作成の手順

(7) ねらいと内容を組織する

各園において全体的な計画を作成する際には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を意識しながら、園児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具現化したねらいと内容を設定する必要があります。

満3歳児以上の子どもの具体的なねらいと内容を組織するに当たっては、子どもの年齢、集団生活や教育・保育経験などによる心身の発達や季節などにより、全体的な計画における教育課程に係る適切な教育時間を設定しなければなりません。また、子どもがどのような発達をしていくかという発達の過程を捉える必要があります。それぞれの時期において子どもはどのような体験をしていくのか、目標の達成を図るにはどのような指導をしなければならないかを、各視点や領域に基づいて明らかにしていくことが必要です。

特に、満3歳未満の子どもは、発達の特性から見て、各視点や領域を明確に区分することが難しいことや、個人差が大きいことなどを考慮し、工夫してねらいと内容を組織しましょう。

＜具体的な作成手順（例）＞

- ① 作成に必要な基礎的事項についての理解を図る。
- ② 各幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に関する共通理解を図る。
- ③ 園児の発達過程を見通す。
- ④ 具体的なねらいと内容を組織する。
- ⑤ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を実施した結果を評価し、次の作成に生かす。

(イ) 乳幼児期の発達の特性を踏まえる

乳幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同世代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していきます。全体的な計画の作成に当たっては、このような乳幼児期の発達の特性を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細かな対応を図ることができるようにすることが重要です。

(ウ) 入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつ

発達の時期を捉えるためには様々な視点があり、各幼保連携型認定こども園の実情に応じて考えるべきものです。全体的な計画は、具体的な指導を行うための基盤となるものですから、子ども一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の流れを考えたり、保育者が仲介して子ども同士のつながりを作るようにしたりなど、子ども一人一人が安定して過ごすことができるよう配慮することが必要です。

＜入園から修了に至るまでの発達の一例＞

- ① 保育者との触れ合いを通して、安定していく時期
- ② 周囲の人やものへの興味や関心が広がり、自分で生活や遊びを広げていく時期
- ③ 新たな友達（在園時間が異なる友達）との出会いから、保育者と共に新しい園生活をつくり直す時期
- ④ 保育者や友達と共に過ごす中で、園生活の仕方や決まりが分かり、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期
- ⑤ 友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活に取り組む時期
- ⑥ 友達同士で目的をもって園生活を展開し、深めていく時期

イ 教育週数

満3歳以上の園児の教育課程に係る教育週数は、特別な事情のある場合を除き、39週を下ってはなりません。

ウ 教育時間

1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とします。ただし、子どもの心身の発達の程度や季節など適切に配慮しましょう。

エ 保育時間等

幼保連携型認定こども園の保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする園児の教育時間を含む）は、1日に付き8時間が原則です。ただし、子どもの保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して定めます。

(3) 実施上の留意事項

「全体的な計画」はそれぞれの園において、全保育教諭等職員の協力の下に園長の責任において作成するものです。その際、園や地域の実態を把握して、特色を生かし、創意のある「全体的な計画」を作成しなければなりません。

これらの実施に当たっては、園長の方針の下に、園長が定める園務分掌に基づき、全保育教諭等職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要です。

3 指導計画の作成

(1) 指導計画とは

ア 指導計画を作成する理由

指導計画とは、教育課程や全体的な計画を実施するために子どもの生活に即して具体的に作成する計画のことです。日々の園生活の中で、子どもがいろいろな経験を積み重ねていくことによって、乳幼児期に育てたい力が子どもたちそれぞれの力となるよう計画性のある教育・保育をしていくことが大切です。そのために、具体的なねらい、内容、環境の構成など、指導の順序や方法について予想し、計画を立てます。

指導計画は、一つの仮説であり、実際に展開される生活に応じて、常に改善していく必要があります。実情に応じた柔軟な指導が求められます。

イ 指導計画の種類

指導計画には、長期的な見通しをもった計画と、より具体的な短期の計画があります。

長期・・・年、学期、月、あるいは発達の時期を単位とした計画

教育課程や全体的な計画に沿って子どもの生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法を大筋で捉える。

短期・・・週、日を単位とした計画

長期の見通しをもとに具体的な毎日の生活に即して、一人一人の子どもの興味、関心、発達の実情に応じたねらいや内容に重点を置く。

(2) 発達を見通した指導計画の作成

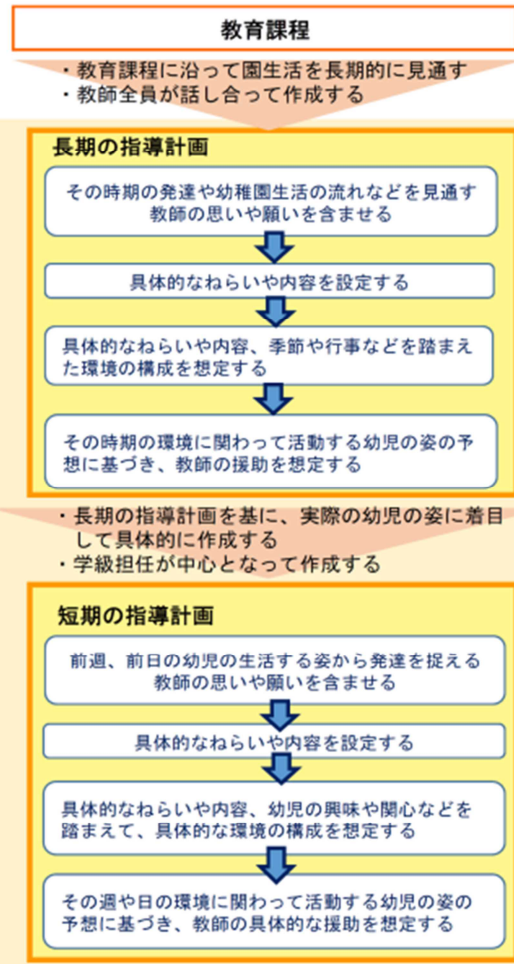
指導計画を作成するために何より大切なことは、子どもの発達の実情を捉えることです。

一般に「発達」を理解するとき、それぞれの年齢で発達を捉えがちですが、これらは一人一人の子どもに必ず当てはまるものとは限りません。

子どもの発達は、それぞれの園の実態や保育者の関わり方、家庭での生活などによって異なったものになります。

したがって、それぞれの園においては子どもに何が育とうとしているのか、どのような興味、関心があるのかなどを一つ一つ丁寧に捉えていくことが大切です。

遊びや生活を通して一人一人の子どもの発達する姿を捉え、それに基づいて具体的に子どもの育ちを見通した計画を作成していきます。



幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開
令和3年2月（文部科学省）より

(3) 長期の指導計画作成の手順や考え方

「教育課程」や「全体的な指導計画」をもとに、子どもの生活や発達の過程を見通しながら具体的に作成していくものが「長期の指導計画」です。

以下では、期ごとに作成する計画（期案）を例に挙げていきますが、その他の長期の指導計画であっても手順や考え方、留意点は変わりません。

【長期の指導計画（期案）作成の手順や考え方・留意点】

①前の期の子どもの姿を振り返る

前の期の振り返りや評価から、子どもに育ったこと、課題となっていることなどを把握し、指導計画に生かしていくことが必要です。

②具体的な「ねらい」や「内容」を設定する

保育者は、子どもと生活を共にしながら、子どもの中に育つもの、育てたいものは何か（ねらい）、そのために経験する必要があること、経験させたいことは何か（内容）などを感じ取っていくことが大切です。

保育者が「子どもに・・・させたい。」という考えを先行させるのではなく、「子どもは何をしたいのか。」を大切にし、子どものやりたいことがどのような方向に行くのか、そこで得ていく体験は子どもにとってどのような意味があるのかなどを考え、具体的なねらいや内容を設定していきましょう。

③必要な体験が得られるような状況をつくり出す

ねらいに向かって、保育者はどのように活動を設定し、どのように援助していくのか、どのような環境をつくり出していくことがよいのかを具体的に考えていきます。

ア 環境の構成

環境には、場や空間、人やもの、身の回りに起こる事象、時間、それらが醸し出す雰囲気など様々な要素が含まれています。環境構成では、そうしたものを相互に関連させながら、子ども一人一人がねらいに向かっていくための体験が得られるような状況を、どのようにつくり出していくかを考えることが大切です。この場合、保育者の果たす役割が大きな意味を持つことを考慮して、計画の中に位置付けていくことが大切です。

イ 活動の展開と保育者の援助

遊びは、子どもの興味や関心から生まれ、子どもが主体的に展開していくものです。しかし、放任していたのでは、充実した遊びにはなりません。保育者は、遊びが様々に変化していくことを予想しながら、子どもが望ましい方向へ自ら活動を展開していくことができるよう適切に環境を構成し、援助をしていく必要があります。

(7) 必要な援助とは

- ・ 見守る
- ・ 受容する
- ・ 共感する
- ・ 応援する
- ・ 発想をゆさぶる
- ・ 疑問を投げ掛ける
- ・ モデルになって見せる
- ・ 手伝う
- ・ 子ども同士の橋渡しをする
- ・ 友達の遊びに目を向けさせる
- ・ 仲間になる
- ・ 一緒に遊びを考える、提案する 等

(イ) 援助をするためのポイント

- ・ 保育者の予想と子どもの活動のずれを見付け、柔軟に対応する。
- ・ 活動名にこだわらず活動の質を考える。

(4) 短期の指導計画作成の手順や考え方

「長期の指導計画」をもとに、より具体的に週案や週日案、日案等の「短期の指導計画」を作成し、指導をしていきます。

週案や日案等を作成していく際には、「長期の指導計画」での手順や考え方、留意点等に加えて、生活の流れやリズム、環境の構成などを含め、保育者の指導をより具体的にイメージして作成する必要があります。

ア 子どもの生活に即した計画

日案や週案などは、一日や一週間の生活の中の子どもの具体的な姿から、一人一人の興味や関心、発達などを捉え、長期の指導計画と関連させながら、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の子どもの姿に結び付け具体的に作成するものです。

作成に当たって特に重要なことは、子どもの生活のリズムに配慮し、子どもの意識や興味が連続性をもつよう活動を相互に関連させて、園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすることです。

イ 日案や週案の形式

保育をする保育者自身が子どもの生活を的確に受け止めて適切に指導するために分かりやすいものであることが大切です。また、子どもを保育するのは、担任保育者一人だけではありません。全教職員が協力して進めるものですから、他の保育者にも保育の意図が伝わりやすいものであることも大切な条件です。各園の方針や実情に合わせて創意工夫をしていきましょう。

(5) 評価を生かした指導計画の改善

指導計画は、子どもの実態及び子どもを取り巻く状況の変化などに即して、指導の過程の反省や評価を適切に行い、常に改善を図ります。

その際に行う評価は、子どもの発達の理解と保育者の指導改善という両面から、次のことに留意して行うことが大切です。

- 子ども理解に関して
 - ・子どもの生活実態の理解が適切であったか。
 - ・子どもの発達の理解が適切であったか。

- 指導に関して
 - ・指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったか。
 - ・環境の構成が適切であったか。
 - ・子どもの活動に沿って必要な援助が行われたか。

園における評価とは、子どもと子どもとを比較して優劣をつけて評価することではありません。

保育の中で子どもの姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況が、適切であったかについて立ち止まって考え、保育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めるように評価しましょう。

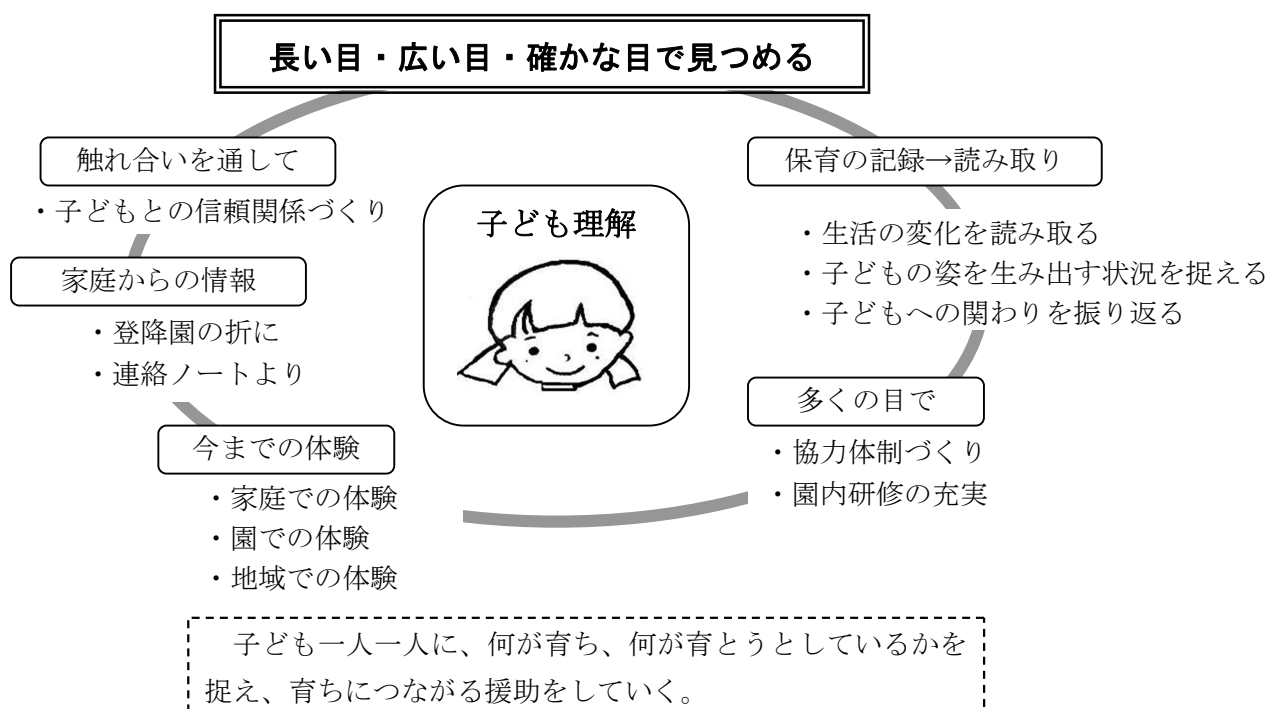
保育者は、目の前にいる一人一人の子どもと向き合いながら、子どもの言動や表情からその子どものよさや可能性、発達していく姿、心の動きなどを受け止め、理解しようと努力することが大切です。

保育者が目の前の子どもをどう理解するかは、保育者自身の保育に対する姿勢や子どもの見方によって左右されます。子どもを理解することは保育者の関わり方に目を向けることでもあるのです。

また、このような子ども理解を自分一人だけで行うことが難しい場合も少なくありません。他の保育者と保育や記録を見合い、それらに基づいて話し合うことが、自分一人では気付かなかった子どもの姿や思い、自分の保育の課題の気付きにつながります。そして、そのことが、多面的な評価を行う保育者の目を磨いていくのです。

一年の終わりには、一年を振り返って、その子どもの発達の姿を指導要録「指導に関する記録」に記入します。

子ども理解を深めるために



(6) 指導計画作成上の留意事項

ア 体験の多様性と関連性

子どもが心身ともに調和のとれた発達をするためには、園生活を通して、発達の様々な側面に関わる多様な体験を重ねることが必要です。子どもが自分で考え、判断し、納得し、行動することを通して生きる力の基礎を身に付けていくために重要なことは、体験の質です。あることを体験することにより、それが子ども自身の内面の成長につながっていくことこそが大切なのです。

心を動かされる体験は子ども自身の中に定着します。そして、次の活動への動機付けにもなるし、一定期間経た後に、新たな活動の中に生きてくることもあります。すなわち、一つの体験がその後の体験につながりをもつというように、体験と体験が関連してくるのです。それは体験の深まりであり、広がりになります。

一つ一つの体験は独立したものではなく、他の体験と関連性をもつことにより、体験が深まり、その結果、園生活が充実したものになるのです。

イ 言語活動の充実

子どもは、保育者や友達と一緒に活動したり、言葉を交わしたりすることを通して、次第に日常生活に必要な言葉が分かるようになります。また、身近な人との関わりでは、見つめ合ったり、うなずいたり、微笑んだりなど、言葉以外のものも大切になります。

園においては、言語に関する能力の発達が思考力等の発達と相互に関連していることを踏まえ、園生活全体を通して、遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような豊かな言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を子ども自らが用いて、友達と一緒に工夫したり意見を出し合ったりして考えを深めていくような言語活動の充実を図ることが大切になります。

園生活を通して、より豊かな言語環境を創造していくためには、まず、子どもが自分なりの言葉や言葉以外のもので表現したとき、それらを保育者自身が受け止め、言葉にして応答していくことで子どもが伝え合う喜びや楽しさ、表現する面白さを感じられるようにしましょう。

また、遊びの中で、歌遊びや手遊び、絵本や紙芝居の読み聞かせ、しりとりや言葉集め、かるた作りなどといった活動を意図的に取り入れ、子どもが言葉に親しむ環境を工夫し、言語活動を充実させていくことが大切です。

ウ 情報機器の活用

乳幼児期の教育・保育においては、生活を通して子どもが周囲に存在するあらゆる環境から刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという直接的な体験が重要です。

そのため、視聴覚教材やテレビ、コンピュータなどの情報機器を有効に活用するには、その特性や使用方法を考慮した上で、子どもの直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用していくことが大切になります。

子どもが一見、興味をもっている様子だからといって安易に情報機器を使用することなく、子どもの直接的な体験との関連を保育者は常に念頭におかなくてはなりません。その際、保育者は子どもの更なる意欲的な活動の展開につながるか、子どもの発達に即しているか、子どもの体験にとって豊かな生活体験として位置付けられるかといった点などを考慮し、情報機器を使用する目的や必要性を自覚しながら、活用していくことが必要です。

【例】○月・月案 ○歳児 ○○組

前月の姿		月のねらい	☆教育課程や全体的な計画に基づき、「前月の子どもの姿」や願う子どもの姿を踏まえて「ねらい」を設定する。
	内容	予想される子どものあらわれ	◎環境構成 ○援助
第1週		☆教育課程及び子どもの実態に基づき、予想される子どものあらわれを具体的な姿で記載する。	
第2週	☆遊びや活動の深まりや広がりを見通して、「ねらい」をもとに設定する。		☆遊びや活動の深まり、「予想される子どものあらわれ」をもとに、環境構成や援助、その週でおさえおくべきことを具体的に記載する。
第3週			
第4週		☆それぞれの遊びや活動、行事との関連やその期間を予想して記載することで、保育者が具体的な見通しをもてるようにする。	

遊びの深まり・広がり

【例】週日案 ○月○日()～○月○日() ○歳児

前週の子どもの姿		今週のねらい		内容	
<p>☆前週の「ねらい」の視点で見取った子どもの姿を記載する。</p>		<p>☆月(期)の「ねらい」及び「前週の子どもの姿」、願う子どもの姿を踏まえ、「ねらい」「内容」を設定する。 ☆子どもの変化や遊びや活動の連続性に着目する。</p>		<p>☆5領域との関連を踏まえて「内容」を設定する。</p>	
日	・予想される子どものあらわれ ◎環境構成 ○援助	行事	本日のポイント	反省・考察	
	<p>☆一週間の中で、<u>遊びの深まり・広がり</u>を考慮した展開を予想し、見通しをもった計画を立てる。 ☆予想される子どものあらわれをもとに、環境構成や援助を具体的に示す。 ☆実際のあらわれも加筆し、評価に生かす。</p>		<p>☆前週最終日の反省・考察をもとに記載する。</p>	<p>☆「<u>今週のねらい</u>」の視点で、その日の子どもの具体的な姿や育ちを記録する。 ☆その日の保育(環境構成や援助等)を振り返る。</p>	
			<p>☆前日の反省・考察を受けて、具体的な環境構成や援助の方法等、<u>本日の保育におけるポイント</u>を記載する。</p>		

4 小学校教育との接続にあたっての留意事項

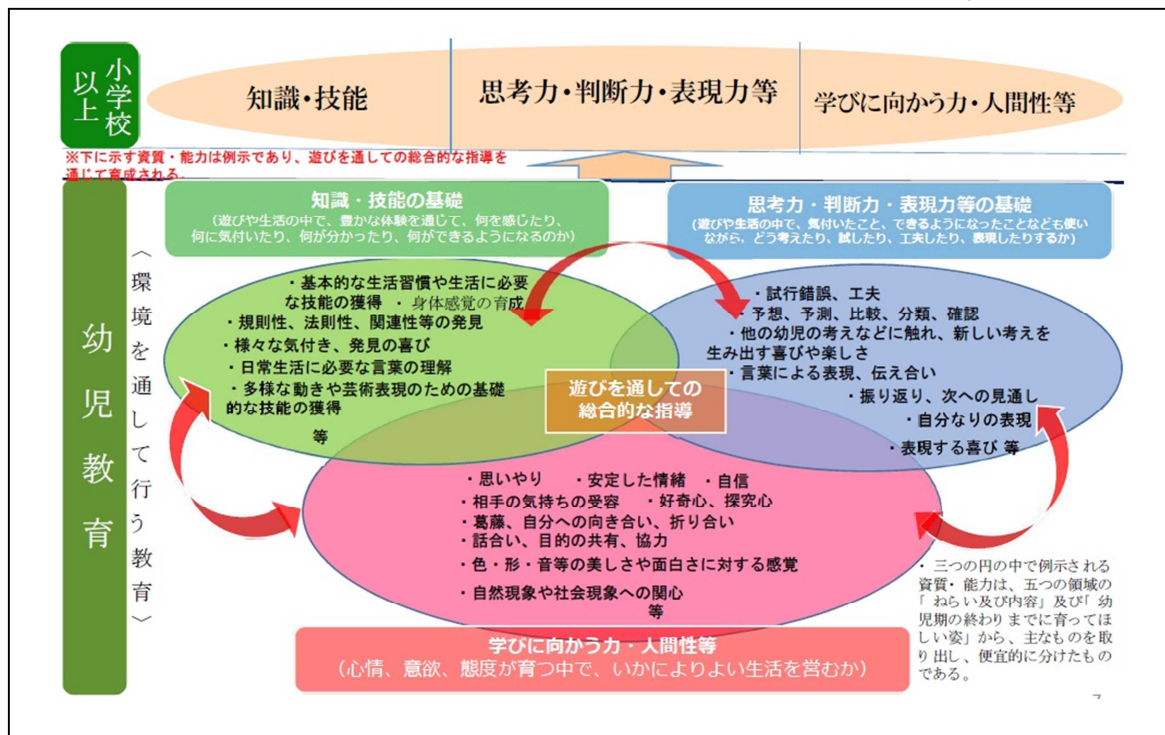
(1) 小学校以降の生活や学習の基盤の育成

園では、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うものであり、それが小学校以降の生活や学習の基盤ともなります。

発達や学びは連続しており、園から小学校への移行を円滑にする必要があります。しかし、それは小学校教育の先取りをすることではなく、就学前までの乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うことが最も肝心なことです。

乳幼児期の教育・保育では、その時期の発達に応じて子どもの生きる力の基礎を育成するものです。特に、子どもなりに好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になります。子どもは、その子どもなりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみること、その過程自体を楽しみ、その過程を通して友達や保育者と関わっていくことの中に子どもの学びがあります。

このようなことが、乳幼児期の教育・保育の基本として大切であり、小学校以降の教育の基盤となります。このような基盤を充実させることによって、小学校以降の教育との接続を確かなものにすることができます。



一方、小学校においても、園から小学校への移行を円滑にすることが求められます。低学年は、乳幼児期の教育・保育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつながる時期であり、特に、入学当初においては、スタートカリキュラムを編成し、その中で、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定も行われています。このように、園と小学校がそれぞれの指導法を工夫し、乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続が図られることが大切です。

(2) 小学校教育との接続

園では計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して、体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っています。一方、小学校では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習しています。このように、園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なります。

子どもの発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、園の保育者と小学校の教師が子どもの成長を共有することを通して、乳幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。つまり、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切です。また、乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同研修会、保育参観や授業参観等を通じて連携を図るようすることが大切です。

さらに、円滑な接続のためには、子ども同士の交流の機会を設け、連携を図ることが大切です。特に、5歳児が小学校就学に向けて、自信や期待を高めて、極端な不安を感じないように、就学前の子どもが小学校の活動に参加するなどの交流活動も意義のある活動になります。

第4章 学級経営

1 運営の実際

(1) 学級とは

学級は、同年齢の子どもが集まった小さな社会であり、担任や他の子どもと一緒に過ごす集団生活の場です。ですから子どもが安心して自己を発揮し、自分らしい動きができ、ありのままの姿が認められるような、居心地のよい場所にしたいものです。

担任は、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを念頭に置いて接し、受け止め、家庭的な雰囲気の中で温かく見守り、基本的な生活習慣や仲間づくりなどの社会性を身に付けられるように配慮します。

挨拶、言葉掛けをはじめとする様々な指導をする中で、担任と子どもの心のつながりが深まり、さらに子ども同士の心のつながりも生まれ、「自分の先生」「自分の学級」という意識が育っていきます。

(2) 子どもにとって、担任にとって「学級」とは

担任が子ども一人一人と心のつながりをつくる姿は、他の子どもに親近感や信頼感を感じさせます。また、子ども一人一人を大切にしようとする思いや姿勢は子どもに伝わり、互いに大切にしようとする雰囲気が学級の中に生まれます。このように、子ども一人一人と心がつながった温かく安心できる学級をつくるには、担任の人間性が影響します。

担任は、子どもが友達と遊びやすい環境を構成したり、子どもの友達関係が広がるように配慮したりすることが大切です。そこから生まれる学級全体の温かい雰囲気、温かい関係が子どもの仲間づくりにつながります。

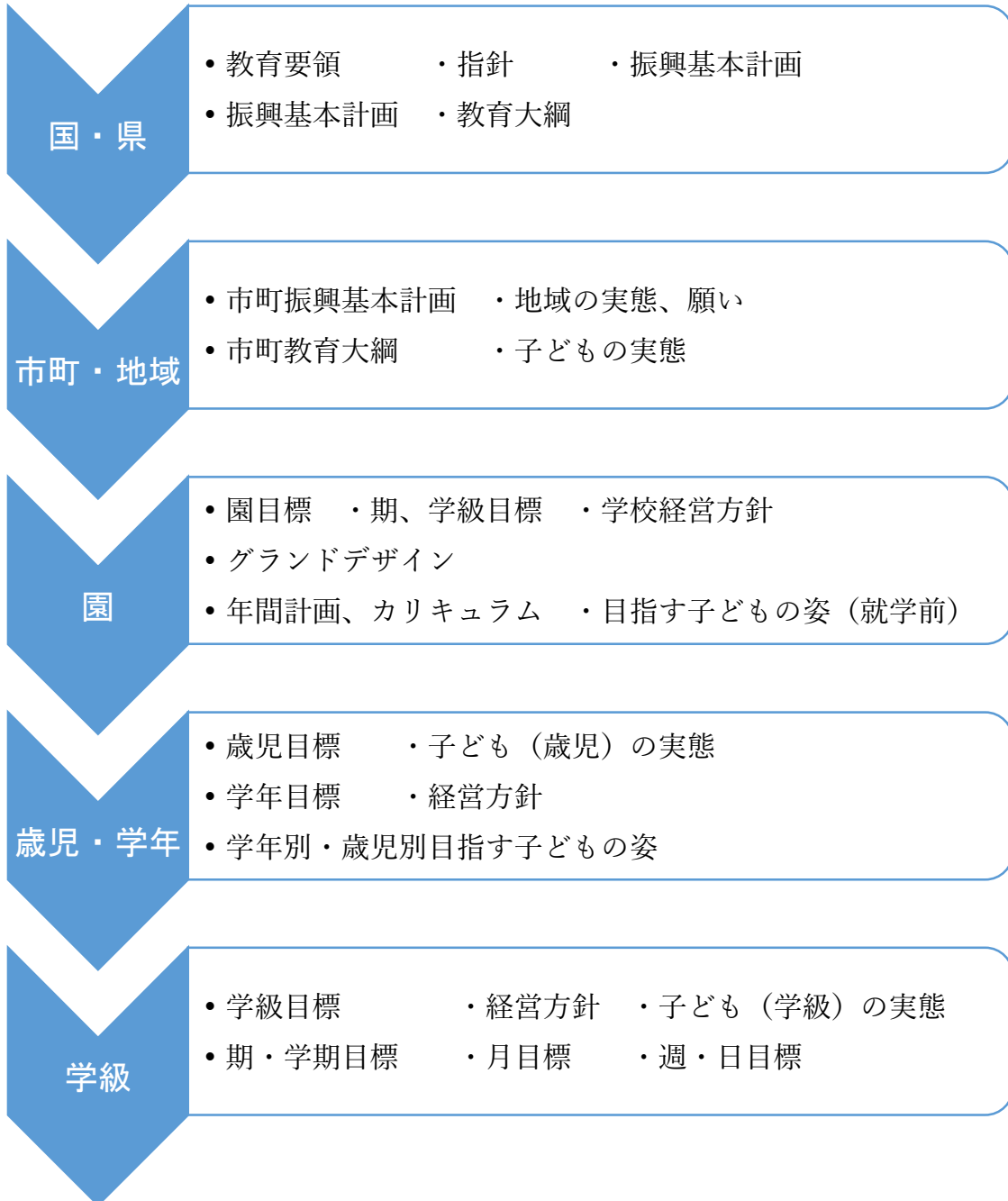
(3) 学級の目標と学級経営案

園の教育目標、教育方針等を念頭に置き、子どもや学級の実態を踏まえ、子ども一人一人が育ち合う「共通の手掛かり」となる学級目標を設定した上で、学級経営案等を作成します。

学級目標は、具体的で現実的な目標にすることで、実践しやすく、反省・評価しやすいものにします。そして、学級目標を達成するために、期や月・学期ごとに手立てを考え、年間の見通しがもてるように計画を立てるようにします。

学級ごとの自主性を生かした特色のある学級経営について、担任の独りよがりではなく、園全体で園目標に向かって協同性についても併せ考えたいものです。

学級目標の考え方の基本(例)



目指す子どもの姿（学級）

学級経営案（例）

4歳児 ○○組 担任 ○○○○

1 学級の実態

(1) 在籍 男児○○人 女児○○人 計○○人

(2) 子どもの表れ

- ・明るく元気な子どもが多く、砂遊びや滑り台、三輪車など外遊びが大好きである。
- ・絵本の好きな子どもや、リズム表現等を喜んで行う子どもも多い。
- ・思いや経験したことなどを保育者や友達によく話す。
- ・身支度や所持品の始末など身の周りのことは自分で行おうとする。生活の仕方も覚えてきている。
- ・気の合う友達と一緒に遊ぶ事を楽しんでいるが、自分の思いを通そうとしてトラブルを起こすこともある。

(3) 子どもを取り巻く環境

- ・家庭の環境
- ・地域の環境
- ・友達など遊びの環境

2 学級目標

自分の力を出し、
友達と楽しく遊ぶ子

☆「こんな学級にしたい」という願いを込める。
 ☆学級目標は、できるだけ簡潔な表現を使う。
 ☆学級経営方針は、一人一人の表れに対して担任の思いが込められるよう、多様性と順応性をもったものにする。

3 学級経営方針

- ・一人一人との触れ合いを大切にし、信頼関係を築き、自分の思いを保育者に言える子を育てる。
- ・友達と一緒に遊びを楽しめる環境構成をし、楽しさを共有し、遊びが広がっていくように保育者も一緒に遊ぶ。
- ・基本的な生活習慣を身に付け、安心して園生活ができるようにする。また保育者や友達との関わりで、社会的な生活習慣を身に付けることができるようにする。
- ・小動物や自然との触れ合いの場を意図的に設定する。

○願う具体的な姿	◎具体策・手だて	反省
○安心して園生活を過ごし進んで遊びに取り組む。 ○友達や保育者と一緒に思う存分遊びを楽しむ。	◎子どもを温かく受け止め、内面理解に努める。 ・子どもの表情や行動から心の動きに気づき、温かく受け止めていく。 ・一人一人と気持ちの交流を図り、信頼関係を築いていく。 ・保育者が子どもの話をじっくり聞くことで、話を聞くことができる子、話すことのできる子に育てていく。 ・子どもが「やってみたい」と思うような遊びの提案や援助をしていく。 ・保育者が一緒に遊びながら、子どもの「こうしたい」と思ったことを実現できるように、一緒に環境を再構成していく。	☆学期末に記入

☆一人一人のよさを生かす。
 ☆ともに育ち合う。
 ☆子どもの思いを引き出す。
 ☆保育環境の整備
 ☆家庭との連携
 ☆教職員間の連携
 ☆環境と援助、反省

2 担任としての配慮

担任の行動は子どもの手本であり、子どもの言葉遣いや物の考え方を自然に感化し、子どもの成長発達に様々な影響を与えます。そのため、担任は、自分の行動に大きな責任があることを自覚する必要があります。子ども一人一人の人格を尊重し、公平に見ることに心掛け、目に留まりやすい子どもはもちろんのこと、目立たない子どもにも意識して目を向けることが必要です。

また、保育室の広さや空間など、子どもに実際に見える様子は、大人の目の高さで見える場合とは異なるので、子どもの立場に立ち、子どもの目の高さに合わせて見るのが大切です。毎日の生活の中で、健康、安全には細心の注意を払い、基本的な生活習慣やマナーを身に付けることができるよう配慮します。

学 級 事 務 の 内 容 (例)

- | | |
|--------|--|
| ◎年度始め | <ul style="list-style-type: none">・名簿、出席簿・指導要録、健康診断票・ロッカー、靴箱、傘立てなどの名札貼り・室内環境、壁面、誕生表、コーナーづくり、教材・教具の準備・学級経営案・個別の指導計画・支援計画 |
| ◎日常 | <ul style="list-style-type: none">・指導案、保育の記録・環境づくり・出席簿等の在籍管理・必要に応じて家庭連絡・園内組織の分掌業務 |
| ◎週間、月間 | <ul style="list-style-type: none">・指導計画の立案、記録・学級通信の発行・出欠席月末統計 |
| ◎学期末 | <ul style="list-style-type: none">・学級経営の反省及び次学期の学級経営案・次学期の保育準備・諸帳簿、諸表簿の整理、提出・休業中の生活指導などの家庭連絡 |
| ◎学年末 | <ul style="list-style-type: none">・指導要録の作成、保管 |

登園するまでに

☆ゆとりをもって出勤する。（緊急に休暇を取る必要が生じた場合は、園に連絡し、後で所定の手続きをする。）

☆4月初めに登録した印鑑を使い、出勤簿に押印する。又はタイムカードを通す。

☆活動しやすい服装に着替える。

☆その日の行事や予定を確認して、一日の動きをイメージする。

☆保育室、園庭の安全を確認し、換気や整頓などをする。

☆その日の環境を構成する。

登園してきた時

☆登園してきた子どもに挨拶や言葉掛けをして、笑顔で迎える。

☆一人一人の様子を観察し、心身の健康状態をつかむ。特に不安定な子どもは様子を見てしっかりと観察し、受け止める。

☆提出物や連絡帳を確認する。

☆出欠席を確かめ、園長に報告する。

☆所持品の始末、整理ができたかを確認する。

☆保護者からの連絡は的確に聞き、保育の中で配慮する。

保育中

☆子どもと共に生活する中で、遊びを中心に子どもの行動や心の動きを受け止める。

☆常に遊びの内容や人数の把握をする。

☆保育者間で子どもの情報を共有し、連携を図る。

☆配置について、保育者間で相談したり、全体を見て立ち位置を考えたりする。

☆片付けまでを見通して、遊びの時間の配分を考える。

☆基本的な生活習慣が身に付くよう、援助を心掛ける。

☆子どもの具合が悪くなったり、けがをしたりした場合など、園長に報告し、保護者と連絡をとり、丁寧かつ迅速に対応する。

降園する時

☆降園前の子どもと過ごす時間（帰りのひととき等）を設定し、明日への期待をもてるようにする。

☆所持品や配布物がすべての子どもに渡っているか確認する。

☆事故防止のため、余裕をもって行動し、落ち着いた時間を過ごす。

☆余裕をもった時間配分を心がけ、落ち着いた時間を過ごせるようにする。

☆自分たちの使った部屋を、きれいにして帰る習慣を付けるようにする。

☆交通指導、挨拶、言葉掛けなどを行い、一人一人を丁寧に送り出す。

☆保護者への挨拶や言葉掛け等、適切な対応に心掛ける。

降園してから

- ☆保育室や園庭など、手早く清掃する。
- ☆保育者間でその日の保育を反省し、一日の子どもの実態を記録する。
- ☆保育者間で、実態記録を元に明日の保育の計画を立て環境を準備する。
- ☆その日の出来事の中で、必要な場合には保護者に連絡をする。
- ☆欠席や早退した子どもには、その後の様子を聞くなど連絡をとる。
- ☆明日やらなければならないことを整理しておく。

退勤する時

- ☆机の上や身の回りを整頓する。
- ☆保育室の戸締まりをする。



◆◆◆◆◆ その他 ◆◆◆◆◆

出張する時

<前日までに>

- ☆事前に、出張届を園長に提出する。
- ☆出勤の先生に、必要なこと（保育内容・子どもの姿など）を連絡しておく。

<当日>

- ☆目的や場所にふさわしい服装で出掛ける。
- ☆終了後、出張報告を速やかに行う。
- ☆勤務終了時間までに帰園できない時は、電話で出張が終了したことを園長に報告する。

勤務時間中の外出

- ☆目的や所要時間を告げて、園長等上司の許可を得てから外出する。

来園者への対応（電話での応答）

- ☆自分から笑顔で挨拶をし、相手の名前を確認してから丁寧に応答する。
- ☆自分だけで対応できない時や園全体に関わる問題については、相手にそのことを伝え、上司に報告・相談をする。

職員との接し方

- ☆明るい態度とさわやかな気持ちで、挨拶したり、返事をしたりする。
- ☆積極的な態度（「私がやります」の気持ち）で勤務し、分からないことは、そのままにせず、すぐに聞くことを心がける。
- ☆同僚保育者の指導助言に素直に耳を傾け、よりよい人間関係をつくっていく。

提出物の期限を守る

第5章 指導上の留意事項

1 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

(1) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

子どもの中には、様々な原因（目や耳の不自由さ、知的発達遅れ、言語発達遅れ、対人関係上の問題、運動・動作の不自由さ、病虚弱など）によって、教育及び保育上配慮が必要な子どもがいます。周りから「困った子」と見られてしまいがちですが、実は本人が一番「困っている」ことを理解しましょう。

ア 特別支援教育

平成19年度から、特別支援教育が始まりました。特別支援教育は障害のある子どもの自立に向け教育的支援を行うものですが、障害のある子どもへの教育にとどまるものではありません。

この教育の理念は、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちのつまずきや困り感に配慮した教育を行うとともに、一人一人のもつ力を十分に伸ばしながら、豊かな生活へ導くことにあります。これは教育活動全体が目指すところです。

また、特別支援教育を推進していくことは、障害の有無やその他の個々の違いを認めつつも、人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となります。

イ 園の体制づくり

特別支援教育を推進していくために、全ての園で特別支援教育コーディネーターが指名されています。各園では、園内就学支援委員会を設置し、教職員全体の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に特別支援教育を推進しています。困り感のある子ども一人一人に個別の指導計画・教育支援計画を作成し、教職員の共通理解の下、その子の特性に応じた支援・指導が行われています。巡回相談や専門家チーム会議を活用し、専門家のアドバイスを受けながら、子どもの実態把握を行い、目標を立て、支援・指導の改善に努めています。

保護者による送迎の機会を生かし、連携を密にして、保護者の気持ちに寄り添った相談や援助が、子どもの成長につながります。保護者同士の連携や地域社会の理解を得られるように働き掛け、関係機関へつなげることも大切な役割です。

ウ 早期からの教育相談

特別な配慮を必要とする子どもに対しては、できるだけ早期から教育的な手立てを講じることが大切です。

子どもの生活の様子から、不便さや困難さが障害から生ずるのではないかと考えられる場合には、子どもへの教育的対応とともに、保護者や家族などの関係者に対する医師、保健師、臨床心理士等の専門家からの助言や支援が欠かせません。

特に3歳未満の子どもや保護者等のニーズに応えるために、保健センター、健康福祉センター、特別支援学校の幼稚部・超早期教室、医療機関等の教育相談において、必要とされる支援や養育についての助言等を行っています。

このような早期からの対応においては、家庭と専門機関との連携が重要であり、園においても保護者等に対する早期からの情報提供や継続的な支援等が必要です。

(2) 外国にルーツをもつ子どもに対する配慮

外国籍の子ども、帰国したり国際結婚したりした家庭の子どもなど外国にルーツをもつ子どもたちについては、言葉の問題をはじめ、園生活や活動への適応の問題等に対する様々な教育上の配慮が必要です。子どもの発達を考えたとき、子どもができる限り、日本の慣習に慣れ、園生活に適応できるよう配慮することが大切です。また、保護者が外国籍で、園からの連絡がうまく伝わらない場合もあります。そのような場合には、近所で保護者が親しくしている方や市町にいる外国語が分かる方に協力を依頼してみるのも一つの方法です。

(3) 人権教育の推進

子どもは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、誰もが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、即ち「人権」をもっています。人権は、家庭、園（学校）、地域、世界における人々の言動の基準になるものであり、すべての人が人権をもつと同時に、他者の人権を尊重する責任も負うものになります。

しかし、日々の生活の中では、ときにいじめや虐待など様々な暴力などによって、この権利が脅かされる事態が生じています。

園においては、日常の保育の場はもちろん、けんかやトラブルなども指導のよい機会と捉え、異年齢、外国人及び障害のある子どもたちとの触れ合いなども通して、他の子どもの気持ちを思いやる心を育てていきたいものです。

(4) 児童虐待の防止

日々の保育の中で、次のような子どもの表れを捉えたら、虐待の可能性がないか、園内で話題にしましょう。また、虐待が疑われる場合、担任一人で対応せずに、園長を中心とした組織で臨むことが大切です。できる範囲で情報収集をし、疑わしい場合や、虐待に発展する可能性がある場合には、速やかに市町の児童福祉課、最寄りの児童相談所、または福祉事務所等に相談・報告をしましょう。

＜気に掛けたい表れ＞

- ・ よく、けがやあざを見かけるが、原因がはっきりしない。
- ・ 集団に入れない。（警戒心が強い。何事にも集中できない。）
- ・ 必要以上に保育者の期待どおりに行動しようとするなど、よい子すぎる。
- ・ 虫や小動物を殺したりいじめたりする。
- ・ 暴力を振るうなど攻撃的な言動が目立つ。
- ・ 表情が乏しく元気がない。
- ・ 保護者や他の兄弟の服装と比べ差が大きい。
- ・ 食事を十分にとっていない様子が見られる。
- ・ 身の回りが常に清潔に保たれていない。

2 家庭、地域社会との連携

子どもの生活は、家庭、地域社会、園という一連の流れの中で営まれており、それぞれにおける子どもの生活が充実することにより、子どもの望ましい発達が進みます。子どもの生活全体を豊かなものにしていくためには、園が家庭や地域社会との連携を深め、「子どもが本当に必要とし、乳幼児期でなければ成し遂げられないことは何か」を保護者や地域社会に十分理解してもらうことが大切です。

子どもを中心に、園と家庭や地域社会がより信頼し合える連携を工夫していきましょう。

(1) 家庭との連携

ア 登降園時の情報交換

登園してくる子どもを玄関で主任のL先生が待っていると、3歳児のMさんの手を引いた母親がこぼれんばかりの笑顔で話し掛けてきました。「夕食の時、私がちょっと遅れたら、『お先にいただきます。』ってこの子が言ったんです。家では誰も教えてないし、『どこで覚えたの。』って聞いてみると『僕の先生ね、L先生に、いつもお先にいただきますって言うよ。』って話してくれたんですよ。」と、とてもうれしそうな様子でした。

主任は、3歳児と一緒に昼食をとることを日課にしていたのですが、時々、用事があり部屋に後から入って、とることがありました。そのたびに担任が、主任に対して「お先にいただいています。」と言っていたのです。子どもは担任の心遣いや言葉を受け止めていたのです。

子どもの望ましい生活を保障するための園の役割は、園生活において、日々成長していく子どもの姿を通して、保護者の育児を認めたり励ましたりすることから始まります。登降園時に、園の生活を伝えることはもちろんのこと、家庭での様子にも耳を傾けるなど、互いに心を通わせることが連携の第一歩です。

イ 参観会・参加会

子どもが園で自己を発揮し生き生きと生活するためには、園が子どもにとっても保護者にとっても、安心して過ごすことができる場であるとの認識を得ることが大切です。そのためには、保護者に園の生活や乳幼児期の教育及び保育の目指すものを理解してもらうとともに、実際の保育を参観したり、自分の子どもを客観的に見る機会として保育に参加したりする、「参観会」や「参加会」の機会を設けることが有効です。その中で留意すべきことは、保護者にありのままの子ども姿を見てもらうこと、同じ場面を捉えながら子どもの育ちを一緒に確かめていくという姿勢を心掛けるようにすることです。

ウ 家庭訪問

「家庭は人間をつくりだす基本的な土壌である。」と言われるほど、子ど

もの成長にとって、家庭の及ぼす影響力は大きいものがあります。家庭訪問を通して、子どもの家庭環境や地域での子どもの様子をつかみ、保護者と協力し合い望ましい人格形成を促すために具体的な方法を見付けていきましょう。

〈 内容 〉

- ・年度当初に行う家庭訪問
- ・その都度行う家庭訪問

{	気になる表れがあった場合	
	病気、事故等で遅刻や欠席が目立つ場合	
	コミュニケーションを図る場合	等

〈 留意点 〉

- ・事前に、話し合う内容として、「家庭での子どもの様子、遊びの実情や場所、友達関係、園への要望など」を提示する。
- ・子どものよい点を具体的な例を挙げながらほめ、次に、取り組んでほしい点や改めてほしい点などに触れていく。急な問題やデリケートな問題に対応するときには、複数の教員で訪問する。
- ・家庭訪問を振り返って、時期、訪問回数、保護者の考え方、共通の問題、または特定の問題等、具体的に記録し、その後の子どもの保育に生かしていく。

エ 個人面談

ある一定の期間を設けて、保護者と保育者が子どもの教育について面談します。集団での懇談のときより個人的に深く話し合うことができ、保護者の理解や納得が得られやすいという利点があります。

- ・話を一方的に押し付けることのないよう、また、ただ話を聞くだけではなく、的確な質問によって、適切な助言や解決への手だてを一緒に考えるようにしていきます。
- ・先入観や偏見をもたず誠実に対応しましょう。話合いの内容は他に決して洩らしてはいけません。他の保育者にも知っておいてもらいたいことは、早めに報告をし、職員会などで共通理解を図り、園全体で子どもを育てていきましょう。面談の内容を記録に残しておくことも大切です。

オ 学級通信・連絡帳

学級の日々の指導の内容や子どもの生活の様子を知らせ、保護者の理解や協力を得られるようにします。また、園生活の中で捉えた一人一人のよい点や改めたい点などを連絡帳で保護者に知らせることは、家庭での育児の手掛りとなります。さらに、家庭からの連絡により、子どもの様子や保護者の考え方などが分かります。保護者と保育者との意思の疎通ができることで、保育に一層の効果が期待できます。

- ・学級通信の内容は、日々の生活を具体的に取上げたものを分かりやすい言葉で表記します。また、印刷前には誤字・脱字がないよう、必

ず園長や主任に目を通してもらうようにしましょう。

- ・成長の記録として残ることを配慮し、断定的な表現は避けるようにします。

(2) 地域社会との連携

最近の子どもは、情報化社会の中で多くの間接的な情報に囲まれて生活しており、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子どもたちと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者をはじめ幅広い世代との交流をしたりするなどの直接的・具体的な体験が不足しています。そこで、子どもの心を揺り動かすような豊かな体験が得られるよう、地域の自然、人材、行事や公共施設など、積極的に活用していく取組が必要となってきます。特に、豊かな自然の中での様々な活動は、自立心を育み、人と関わる力を養う上でも重要になってきています。

ア 地域のよさを生かした保育の例

(7) 地域の行事暦作成

それぞれの地域で行われる諸行事や季節の特徴など、子どもに関わる事柄を幅広く調べて行事暦を作成し、保育に生かします。

(4) 地域人材リスト作成・活用

園で進める活動に協力してくれる人を幅広く掘り起こし、リストをつくります。それぞれの園の実情やアイデアを生かして地域の人たちと関わり合う実践を積み重ねていきましょう。

ーおじいちゃん先生、おばあちゃん先生ー

山間部に位置し、園児数の少ないH幼稚園では、自然に恵まれた環境を生かすとともに、地域の人たちと関わる機会をなるべく増やそうとしています。

(災害の際、土砂崩れ等により、幼稚園が孤立することも考えられます。日頃から幼稚園の近隣に住む方々と子どもたちが交流して親しくしておくことは、防災の面から見てもとてもよいことです。)

子どもたちは、近所のお年寄りの方を招き、「野菜のおじいちゃん先生」「団子のおばあちゃん先生」などと呼んで、様々なことを教わっています。

今年も子どもたちは、おじいちゃん先生に教わりながら、お米を始め、かぶ、ほうれん草、サツマイモ、小松菜、玉ねぎ等いろいろな種類の野菜を育てます。「稲刈りは根元から刈るんだよ。」「かぶの土を払うときは、友達に土がかからないように地面に近いところでやるといい。」など、おじいちゃん先生は教えてくれます。

団子のおばあちゃん先生からは、団子の作り方を、お茶のおばあちゃん先生からは、お茶の摘み方や入れ方を習い、おいしくいただきました。

地域の方との触れ合いが、子どもたちの心と体をたくましくしています。

イ 中学生や高校生との交流

様々な生活体験が不足している若い世代、とりわけ多感な中学生や高校生が子どもと触れ合い、一緒に過ごしたり遊んだりする保育体験は、意義のあることです。園においても、幅広い世代との交流をもつことで、子どもの心を揺り動かすような豊かな体験が得られると考え、それぞれの園で、様々な人との交流の取組がなされています。中でも中学生とは、技術・家庭科における保育実習、キャリア教育における職場体験、福祉ボランティア活動等を中心に、早くから交流の機会をもってきました。

子どもにとって体全体で関わってくれる中学生や高校生との交流は、楽しみが大きいものです。交流の内容としては、「中学生や高校生が子どもを観察したり、子どもと触れ合ったり、世話をしたりするなどの実習」「園の行事への参加」「自校の行事や活動への招待」など、様々な形態・内容が考えられます。保育体験実習等を通して、中学生や高校生は生命の尊さや子どもと直接触れ合うことの楽しさを学びます。

ウ 福祉施設と交流

子どもが障害のある方や高齢者等と活動を共にすることは、子どもが将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、共に生きる仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上でも有意義な機会となることが期待されます。日常の保育において様々な機会を通じ、園の子どもが園内外の障害のある方や高齢者などと触れ合う機会を設けるようにすることも大切です。

<重度障害者福祉施設との交流>

重度障害者福祉施設(ホーム)の皆さんと交流をもって、数年になります当時、ホームに通っていたPさんが、散歩の時に、園に顔を見せてくれるようになりました。このことからホームへの訪問も始まりました。園外保育に出掛けた際の子どもの「先生このお花、ホームの人にもあげたいね。」という一言から、帰りにホームに立ち寄ったり、みんなで作った焼き芋や餅をホームの方にも食べてもらおうと子どもが持って行ったりするようになり、交流が始まりました。ホームからもひな祭り会への招待があり、子どもは絵のプレゼントや歌の交換をするなど、和やかな交流が行われています。

3 健康及び安全に関する配慮

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、それなくしては教育及び保育は成立しないことを全職員が共通して認識することが必要です。健康及び安全は園の生活全体を見通して大人が守り指導していくものですが、子ども自らも見通しをもって健康と安全に関する力を身に付けていくことにもつながります。特に、疾病予防や障害への対応だけでなく、食育の推進など生活全体に対しての実践を計画しましょう。

養護教諭や看護師、栄養士等が配置されている場合には、学校医等と共に、それぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要です。

(1) 健康支援

ア 健康状態や発育の状態の把握

子どもの心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、子どもの健康状態や発育の状態について、定期的・継続的に把握し、保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に子どもの状態を観察しています。何らかの疾病や障害が認められた場合は、保護者に連絡するなど適切な対応を図ります。

イ 健康増進

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づけるものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めます。

ウ 疾病等への対応

在園時に体調不良や障害が発生した場合は、子どもの状態に応じて保護者に連絡し、学校医やかかりつけ医と相談し適宜に処置を行います。

(2) 食育の推進

健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを目指しています。

乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めます。

(3) 環境及び衛生管理並びに安全管理

ア 環境及び衛生管理

適切な環境の維持に努めるとともに、施設内の整備、用具等に衛生管理、適切な環境の保持に努め、子ども及び全職員が清潔を保つようにするとともに、職員は衛生知識の向上に努めます。

イ 事故防止及び安全対策

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠です。

保育中の安全管理には、施設の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組みます。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握することが基本ですが、登園時や園外活動の前後等、活動場面が切り替るときには特に注意し、ダブルチェック体制を整えるなど、確実に子どもの様子を把握することが大切です。職員間の連携を密にして子どもたちに空白の時間が生じないようにしましょう。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要です。

(4) 災害への備え

ア 施設・設備等の安全確保

災害等の発生に備えるとともに、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的に安全点検や、備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めます。

イ 災害発生時の対応体制及び避難への備え

火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等の事項を盛り込み、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ります。

ウ 地域の関係機関等との連携

市町村の支援の下、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努め、避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫します。

第6章 子育ての支援

1 幼稚園における子育て支援（地域に開かれた幼稚園づくり）

家庭や地域社会の大きな変化の中で生じている保護者の子育てをめぐる不安や孤立感などの様々な問題は、子どもの健全な発達に大きな影響を及ぼします。子どもの生活を充実させていくために、幼稚園・地域社会・家庭は、共に連携を図りながら積極的に子育てを支援していくことが必要です。

幼稚園は、子育てを支援していくために、

- ・地域の子どもの成長・発達を促進する場としての役割
- ・遊び場の保障と遊びを伝え広げる場としての役割
- ・子育ての喜びを共感する場としての役割
- ・子育て本来の在り方を啓発する場としての役割
- ・子育ての悩みや経験を交流する場としての役割
- ・地域の子育てのネットワークづくりをする場としての役割

等、多岐に渡る役割をもつこととなります。

未就園児の親子が遊ぶために園を開放したり、保護者の交流を目的とした「子育て井戸端会議」を設定したりするなど、幼稚園を開き、弾力的な運営をしていく必要があります。

(1) 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動（預かり保育）

幼稚園教育要領では1日の教育時間は、4時間を標準としています。これは、教育課程に係る教育時間についての規定であり、その他の幼稚園の教育活動を含むものではありません。通常教育時間の前後や長期休業期間中など、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象として行う教育活動は、幼稚園がもつ機能や施設を活用して行うものであり、近年の女性の社会進出等によりこの活動に対する要請が高まっています。

実施に当たっては、次の点に配慮するとともに、指導体制を整備し、教育活動の指導計画を作成します。

ア 教育課程に基づく活動との関連

通常教育時間の活動を連続させることを意味するのではなく、教育活動全体に一貫性をもたせ、子どもにとって無理のない1日の流れをつくり出すということです。例えば、担当教員同士の打合せの時間を設けたり、保育内容が静的・動的な活動に偏らないよう配慮したりします。

イ 子どもの心身の負担

子どもは長時間幼稚園で過ごすことになるため、健康と安全に配慮し、無理なく過ごせるように1日の流れや環境を工夫します。例えば、家庭的な雰囲気づくりを行ったり、場合によっては午睡の時間を設定したりすることが必要です。

ウ 家庭との緊密な連携

家庭連絡帳を作成したり、送迎の際に保護者と情報交換したりするなど家庭と緊密な連携を図り、保護者が幼稚園と共に子どもを育てるという意識が高まるようにすることが大切です。

エ 弾力的な運用

地域の実態や保護者の事情とともに大切なことは、子どもの健康な心と体を育てる観点から、例えば、夕食や就寝時間が遅くなることのないよう、活動時間を設定するなど、子どもの生活のリズムに配慮することです。

2 幼保連携型認定こども園における子育て支援

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、子どもの利益を優先して行うものとし、子どもの育ちを家庭と連携していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、留意することが必要です。

保育者が保護者との連携や交流を通して、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことにより、保護者は子育てへの意欲を高め、自信をもつようになります。子育てに不安や負担感を感じている保護者が、子どもの成長する姿に心を動かし、子育てが楽しいと感じられるよう働き掛けたり、環境づくりをしたりすることが求められます。

また、認定こども園は、地域の中で乳児から就学前までの様々な育ちを理解し支え、実践していく場でもあります。保育者が専門性を生かし、子どもを深く理解する視点や実践を様々な形で知らせていくことも、保護者への大きな支援になります。

(1) 子育て支援全般に関わる事項

保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重し、教育及び保育並びに子育ての支援に関する知識や技術など、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めます。

(2) 子どもの保護者に対する子育ての支援

日常の様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、教育・保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めています。教育・保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、子育てを実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなります。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫することが大切です。

(3) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすように努めます。

第7章 教育公務員として

1 保育者になったあなたへ

あかには ぴんくという いもうとがいて
あおには みどりやきみどりの おとうとがいて
きいろには おれんじという おねえさんがいます
でも、しろは ひとりぼっちです
さみしくないかな

これは5歳児の詩です。

この子は、色を命あるものととらえています。子どもは生活の中で目にした色の印象や、色水作りなどの体験を通して、色についての「感覚」を身に付けていきます。体験することの大切さを、この子の詩に学ぶことができます。

(1) 教育及び保育にやりがいをもつ保育者

ア 乳幼児期の教育・保育のすばらしさ

子どもは「自ら伸びようとする力」をもっています。無限の可能性を秘めているとも言われます。生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である子どもの教育・保育に、保育者は「人間としてこうなってほしい」という願いをもって実践していききたいものです。

ある若い保育者からこんな言葉を聞きました。

「今まで、『うん。』という返事しか返ってこなかった子どもが、『先生、ありがとう。』と言ってくれた。本当にうれしい一言だった。」

どの保育者も、子ども一人一人の成長を心から願っています。日々の保育は、あわただしく厳しい営みの連続ですが、遊びに満足している子どもの姿を見ると、それまでの苦労や疲れも吹き飛んでしまいます。ここに、保育者としての喜びがあります。

イ 子どもの心を大切に

「先生、見て、見て。」

「わあ。きれいな首飾り。よく似合うね。」

道端で摘んだタンポポを、保育者の胸にも飾ろうとする子どもと保育者のやさしい語らいは、朝のあわただしい時間を和やかなものにしていきます。

保育者は、子ども主体の保育の中で、子どものやりたいことや楽しみたいと願うことを自由に毎日続けさせていくことで、本当に楽しみながら活動する子どもを育てていきます。子どもは、諸感覚を働かせ、のびのびと遊ぶことを通して、自分のやりたいことを自分なりに考えてやっていく力を伸ばしていくのです。

子どもは、自分たちに任された中で、自ら困難な場をつくって、それに挑

戦っていきます。頭を働かせ、体を動かして試行錯誤を繰り返しながら育っていきます。子ども自身が、自分で気付く、やる気を起こす、自分で考えるなど、その気になるようにしていくことが大切です。

また、子どもは、保育者の言葉や行動から「この先生は自分に対してどのような思いでいるか」ということを見抜きます。そのため、愛情をもって子どもに接していくことが必要です。

ウ 援助

援助とは、子ども自身の意欲や考え方を大事にしていくことです。一人一人の子どもが心と体をどのように動かしているかを感じ取り、それぞれの活動が子どもの発達にとってどのような意味をもつのかを、保育者自身が常に意識して援助することが大切です。

また、子どもは、緊張感や不安感がなくなり、安心感や開放感に浸ることができたときに、初めて保育者への親近感をもちます。そこから、活動に対する気持ちが高揚し、意欲のある取組へとつながっていきます。

保育者を頼り、保育者を支えとしてきた子どもが、独り立ちをしていこうとする気持ちや動きを支え、育てていきましょう。

エ 心の教育の充実

子どもは園生活において、他の子どもと関わりながら生活することを通して、生活に必要な行動の仕方を身に付け、守らなければならないことがあることに気付いていきます。また、自分や友達の気持ち、行動の結果などにも気付くようになります。特に仲間と楽しく過ごす中で、いざこざや葛藤を経験することは、友達の気持ちや欲求が自分と異なることに気付いたり、相手のことを考えたりすることにつながるのと同時に、仲間への思いやりや善悪の捉え方を確かなものにしていきます。

また、子どもは、尊敬している大人の言葉や行動に基づいて、何がよくて何が悪いのかの枠をつくっていますので、善悪を明確に示したり、集団生活のルールを守るように促したりしていくことも大切です。そして、子どもが自分のしたことに気付き、納得できるように、体験を通して考える機会を与えていく必要があります。

オ 人権の尊重

子どもの人権を保障する条約として、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）があります。この条約は、「児童」（18歳未満の者）の権利について定められた国際条約であり、前文と本文54条からなっています。日本は1994年（平成6）年に批准しました。この条約では大きく分けて、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四本の柱を守るように定めています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に推進することを定めています。

学校における人権教育は、子どもが発達の段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を実感し、それが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるようにすることを目指しています。

園においては、全教職員が、いじめ、虐待など子どもをめぐる人権問題やいまだに残る同和問題など、様々な人権問題に対する理解や認識を深める必要があります。そして、人権教育についての共通理解を図り、園としての指導体制を確立するとともに、子どもの人権に一層配慮し、一人一人の個性を大切にされた教育及び保育や園運営に努めていくことが重要です。

② 保育者の役割

ア 子どもの主体的な活動と保育者の役割

保育者は、子どもの生活の流れや発達などに即して、具体的なねらいや内容を設定し、それにふさわしい環境をつくり出すために、どのような物をどのくらい準備し、どのように空間を設定していくかを考えます。また、子どもの活動に応じた適切な関わりをするために、子ども一人一人の特性を的確に把握し理解するように努めます。集団における子どもの活動を捉えるためには、子どもがこれまでの生活や遊びでどのような経験をしているのか、だれとどこでどんな活動をしているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのか等を保育者が的確に把握していることが大切です。

また、保育者の日々の言葉や行動する姿はモデルとして、子どもに善悪の判断やいたわり・思いやりなど道徳性を培う上でも大きな役割を果たします。善悪を判断したり、生活上のきまりに気付いたり、それらを守ったりすることについては、子ども一人一人の発達に応じて、体験などを通して考えることができるような働き掛けをする必要があります。

このように、保育者が子どもとの伴走者、子どもと共鳴する者として、心の動きや行動を理解し、一人一人の発達に応じた援助のタイミングや方法を考えることにより、子どもの自立心が育まれます。

イ 集団生活と保育者の役割

子どもの主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなります。集団の中で個人のよさが生かされ、子ども一人一人の思いや活動がつながり合うような環境を構成していくことが必要です。

そのために、子ども一人一人の周りにはいる友達存在を意識して、子ども同士が関わり合うことができる集団をつくるのが大切です。一人一人を取り巻く集団が居心地のよいものであり、自らの居場所のある集団であることが大事になります。

また、乳幼児期は自我の芽生える時期であり、友達との間に起こる対立や葛藤なども、子どもの発達にとっては意味のあることです。トラブルを指導のチャンスに生かしましょう。

さらに、乳幼児期の教育・保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成に

つながることを考慮して、就学前までの乳幼児期にふさわしい教育・保育を通して、物事に積極的に取り組み、そこから自分なりに生活をつくっていき、自分を向上させていこうとする意欲が育まれるようにしていくことが大切です。

ウ 保育者の協力体制

一人一人の子どもを確実に育てていくためには、個々の保育者が専門性を高め、園で協力して子どもの表れを捉えていくことが必要です。子どもの興味や関心は多様であり、様々な活動をしている子どもを同時に見ていく必要があるため、保育者同士が連絡を密にし、園全体として適切な環境を構成し、援助をしていくことが不可欠です。保育者たちが相互に様々な子どもに関わり、互いの見方について話し合うことは、子ども理解を深めることにつながります。日々の保育を振り返ることで、保育者一人では気付かなかったことや、自分とは異なる見方、考え方に触れることができます。

このように保育者間の日常の協力と話し合いを深め、専門性を高め合うことが、園内研修を充実させることにつながります。

(3) 信頼される保育者

ア 保育者の立場から

子ども一人一人をよく理解するために、子どもの遊びや活動の中に入り、一緒に行動するように努めましょう。子どもの言葉や動きの背景にある思いや感情などを把握して、子どもと喜びや悲しみを共感し合うことにより、子どもは安心感をもって心を開きます。子どもとじっくり語り合っていく中から、今まで気付かなかった新たな子どもの一面が見えてくるかもしれません。

イ 子どもの立場から

子どもの多様な感情は、その表し方も一人一人異なります。子どもが何を感じ、何を考えているのかを素早く捉え、対応できる保育者に、子どもは魅力を感じます。

子どもの目線に合わせて話を聞く保育者、一緒に遊ぶ保育者、優しく接する保育者、失敗を認めて励ます保育者、過ちを分かりやすく納得するように正す保育者等、優しさの中にも厳しさを備えた保育者でありたいものです。

常に健康で表情豊かに明るく、温かさやユーモアを備えた保育者は、集団の中で生活する子どもの心を安定させ、愛情と信頼に満ちた園生活を送らせることができます。

ウ 保護者の立場から

保護者は、我が子のことを第一に考えています。そして、どの子どもに対しても分け隔てなく接し、よいところを伸ばしてくれる保育者、子どもを大切にし、子どもから信頼される保育者を望んでいます。また、明るい挨拶や礼儀正しい言葉遣い、品位を感じる服装等、日常の触れ合いの中で保育者の人柄を知ることにより、保護者は親しみを感じ、保育者の思いを受け入れていこうとするのです。

謙虚さの中にも自分の信念を持って、「私は……のような子に育ってほしいと考えている。だから……のような教育方針で……の保育に臨みたい。」と自分の教育・保育観を話したり、保護者の疑問や相談に真剣な態度で対応したりしましょう。

2 服務

(1) 服務とは

服務とは、公務員がその職務を遂行する上において、又は公務員として身分を有することにより、当然守るべきこととされている公務員としての在り方をいいます。公務員は、服務の根本基準として、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない義務があります。公務員の服務義務は、職務上の義務と身分上の義務があります。前者は、教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務であり、後者は職務の内外を問わず公務員としての身分を有することによって守るべき義務です。

(2) 服務の基本

幼稚園は学校教育法第1条に定める学校です。市町立幼稚園の教師は公立（地方公務員）の学校教職員と同じ公務員であり、教育公務員として法の適用を受けます。

公務員の一般基準として、憲法第15条に述べられているように、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」という規定があります。また、地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と述べられています。

さらに、教育基本法第9条第1項に「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあり、すべての教職員は常に全体の奉仕者としての自覚をもち、自己の私意に流れたり、一部の圧力に左右されたりすることなく、その崇高な使命を自覚し、国民全体に対して責任ある行動をすることが服務の根本基準といえます。これらの基準は、公立の幼稚園に勤務する者に適用されますが、幼保連携型認定こども園においても同様です。

(3) 職務上の義務

ア サービスの宣誓<地方公務員法第31条>

公立幼稚園等の教師として、初めて採用されるに当たっては、地方公務員法第31条に「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」とあるように、サービスの宣誓をしなければなりません。

また、職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第1項に「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記文言

による宣誓書に署名してからでなければ、この職務を行ってはならない。」とあり、新たに採用された教員は、これによって公務員としての採用条件の基本的事項を忘れずに、公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行するように最善を尽くす必要があります。

イ 職務上の命令に従う義務＜地方公務員法第32条＞

法令及び上司の職務上の命令に従う義務として、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されています。

公務員としての特別権力関係から考えても、上司の職務上の命令に服することは当然のことです。幼稚園の教員に対する直接の上司は、園長です。

ウ 職務に専念する義務＜地方公務員法第35条＞

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められています。

したがって、この間における私的行為や職務以外のことに注意を向けることは、許されません。しかし、法律または、条例に定める場合には、職務専念義務が免除されます。（職務に専念する義務の特例に関する条例及び職務に専念する義務の免除に関する規則参照）

(4) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止＜地方公務員法第33条＞

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定されています。

イ 秘密を守る義務＜地方公務員法第34条＞

「職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

教師は、職務の遂行上、いろいろな秘密事項を知ったり取り扱ったりします。子どもの特殊事情や性格等に関する事、保護者の家庭事情などはもとより、職員会議の内容や職員の間関係のこと等、職務上知り得ることがあっても、公的、私的なものを問わず秘密を守る義務があります。

ウ 政治的行為の制限＜地方公務員法第36条＞

公立学校（幼稚園を含む）の教員は、全体の奉仕者である立場からも、特定の政党を支持し、またはこれに反するための政治教育、その他の政治活動をしてはなりません。

禁止・制限されている政治的行為とは、教育上の地位を利用しての選挙運動、政治的寄付金の制限、公選による公職の候補者となること等があります。

エ 争議行為等の禁止＜地方公務員法第37条＞

公務員の勤務関係の特殊性により、使用者としての住民に対して、同

盟罷業(ストライキ)、怠業その他の争議行為等、活動能率を低下させる怠業的行為が禁止されています。

オ 営利企業等の従事制限＜地方公務員法第38条＞

任命権者の許可なくして、営利企業に従事することは禁止されていません。

(5) 研修の義務

教員の研修については、その職務の特殊性から一般の公務員に比べて特例が認められています。一般の公務員の研修が、「勤務能率の発揮及びその増進」(地方公務員法第39条)を目的にしているのに対し、教員の場合は、「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」(教育公務員特例法第21条)とされ、研修が、職務を遂行する上での義務であるとしています。

研修の機会については、「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」(教育公務員特例法第22条第2項)、「現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。」(教育公務員特例法第22条第3項)など、一般の公務員に比べて、法制度上からも恵まれたものになっています。

このように、教員の研修については、義務とされているだけでなく、その制度も充実しています。したがって、教員は絶えず研修に努め、自らの成長を心掛ける必要があります。

[資 料]

I 学校教育の基本

日本国憲法

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、「個人の尊厳」を重んずることを現行法に引き続き宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定するものです。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

II 学校の設置及び管理

学校教育法

学校教育法は、憲法と教育基本法の精神を学校教育の制度と内容に具体化したものである。

学校の管理とは、管理機関が学校に対する一般的な支配権を持って、学校を維持し、かつ、学校の目的を達成するための一切の行為をすることをいう。具体的には、その内容により、人的管理、物的管理及び運営管理に三分することができる。

第一章 総則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第三章 幼稚園

(目的)

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(目標)

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(教育の支援)

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

(保育内容)

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

(入園資格)

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(園長、教頭、教諭その他の職員)

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

(準用規定)

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

学校教育法施行規則

(設備、編制)

第36条 幼稚園の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の定めるところによる。

(教育週数)

第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

(教育課程その他の保育内容の基準)

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

(準用規定)

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。

Ⅲ 幼稚園の教育課程

幼稚園教育要領

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条の規定に基づき、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。 平成29年3月31日

IV 幼稚園等初任者研修

教育職員養成審議会答申 ○教員の資質能力の向上方策等について(昭和62年12月)

第2 教員の現職研修の改善

1 初任者研修制度の創設

(3) 公立の幼稚園の新任教員に対する初任者研修

幼稚園の新任教員に対する初任者研修については、将来、小学校の新任教員に対する初任者研修に準ずる方法によりこれを実施することが望ましい。

しかしながら当面は、幼稚園の実態等にかんがみ、都道府県教育委員会は、10日程度の園内における保育の実践に関する研修及び10日程度の研修会の受講など年間20日程度の研修を実施することが適当である。

この研修を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県教育委員会における幼稚園担当の指導主事の配置を促進するとともに、園内における保育の実践に関する研修において新任教員を指導する指導員を配置する必要がある。

このため、国及び都道府県は、適切な措置を講じる必要がある。

(4) 国立学校の新任教員に対する初任者研修

国立学校の新任教員については、任命権者は、公立学校の新任教員の場合と同様の方法により初任者研修を実施する必要がある。

その際、公立学校の新任教員に対する初任者研修を参考にして、それぞれの学校の実情に合った研修となるよう改善・工夫することが適当である。

なお、国立の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育学校の新任教員についても、初任者研修制度の実施に伴い、条件付採用期間を1年とする必要がある。

(5) 私立学校の新任教員に対する初任者研修

私立学校の新任教員については、設置者は、それぞれの学校の実情に応じて、公立学校の新任教員の場合を参考にして、初任者研修を実施することが望ましい。

その場合、国及び都道府県教育委員会は、その実施に協力することが望ましい。

教育公務員特例法

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2～3 (略)

教育公務員特例法 附則

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第5条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第23条第1項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用されたものその他の政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 （略）

教育公務員特例法施行令 附則

1 （略）

2 法附則第5条第1項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

(1) 臨時的に任用された者

(2) 教諭等として、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第5条第1項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

(3) 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

V 子ども・子育て関連

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設置される施設をいう。

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関

する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定めたので、平成26年度内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。 平成29年3月31日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

保育所保育指針

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)の全部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成29年3月31日

VI 児童虐待の防止

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の早期発見等)

第5条 (略) 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを(略)福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童福祉法

(福祉事務所等への通告)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(以下略)

VII 特別支援教育

特別支援教育の推進について(通知) 平成19年4月1日(19文科初第125号)

1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 校長の責務（略）

3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組 （略）

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

（略）

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置づけること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため

め、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

(略) また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

(略) また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を終了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。(略)

4 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進 (略)

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

(略) 特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。(略)

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上 (略)

5 教育委員会等における支援 (略)

6 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。(略)

7 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。（略）

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあつては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援（略）

(6) 支援員等の活用（略）

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8 厚生労働省関係機関との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

Ⅷ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 平成25年法律第65号

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

Ⅸ 防災教育

今日の学校現場では、様々なケースにおいて危機管理が問われている。生活安全や交通安全、災害安全などの危機管理については、日頃からの訓練や備えが必要である。地震や豪雨などの自然災害の発生を防ぐことはできないが、被害を最小限にとどめることは可能であり、各園において減災に向けての努力が求められる。安全は、与えられるものではなく、努力することによって得られるのである。

1 教育要領等に基づく防災教育

生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていく。

幼稚園教育要領等に示されている5つの領域のうち、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養うことを目指す「健康」領域に、防災を含む安全教育について関連するねらいや内容が示されている。

また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「健康及び安全」が新たに追加され、災害等への備えとして、施設・設備等の安全確保や災害発生時の対応体制及び避難への備え、地域の関係機関との連携などが求められている。

2 園における防災教育

(1) 自ら危険を回避する能力の育成

幼稚園では、一人一人の子供が、思い思いの場所で、様々な遊びを展開しているため、災害発生時に、教師が全ての子供の状況を瞬時に把握することは難しい。したがって、日頃から幼児自身の「自ら命を守る力」を育ておくことが非常に重要となる。

日常生活の中で、自らの力でできることを増やす体験を積み重ねることは、災害発生時に自ら命を守るために役立つ力を育むことにつながる。例えば、遊びを通して敏捷に行動できる力を高めることは、危険を回避する能力を育むことにもなる。

(2) 避難訓練の実施

幼児期の発達の特性や各幼稚園の特性を踏まえ、多様な状況下での避難誘導や引

渡し訓練を実施する必要がある。避難誘導については、様々な保育形態や場面を詳細にイメージしながら、全職員の共通理解の下、綿密な対策を立てておくことが重要である。

【想定例】

- 園庭開放時
- 登降園時
- 園外保育や散歩、施設訪問、遠足時 等

また、避難経路についても複数想定し、避難場所についても、保護者や地域の協力の下、協力先を増やすことが望まれる。

3 保護者や地域との連携

子どもの安全を確保するためには、保護者や地域との連携が必要となる。災害の状況は、地域の地理的・地形的な条件などによって異なり、例えば大規模地震があった場合、山麓や丘陵地では斜面崩壊が、沿岸部では津波が生じる危険がある。そのため、様々な地域の情報をつかみ、地域の自然環境について危険性を含めて熟知することが望まれる。また、災害時には、多くの人との連携や協力が不可欠となり、日頃から保護者や地域の方々とのパートナーシップを築いていくことが、子どもたちの命を守ることにもつながる。

—補足—

○東日本大震災を受けた各学校の防災対策・防災教育の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方沿岸地域に甚大な津波被害をもたらし、約20,000人の死者・行方不明者を出すという大惨事となったことから各学校においては被災地からの教訓を踏まえ、以下の点に留意した実効性のある防災対策を推進しています。

- ・学校の津波対策における避難計画（避難訓練の方法）の見直しを行う。
- ・各学校の実態に応じた複数の避難経路の検討及び避難訓練を実施する。
- ・各学校が所在する地域の実状を分析し、実効性のある防災計画に改訂する。
- ・災害発生時における教職員の対応行動を確認するなど安全管理を徹底する。
- ・児童生徒等への防災教育及び教職員の意識向上を図る。
- ・市町及び地域の防災担当者と連携し、具体的な防災対応と役割分担について協議し、業務の明確化を図る。

○放射線の健康影響に関する対応

文部科学省では、学校において子供等が受ける放射線量について、原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するため校庭・園庭の放射線空間線量率については、毎時1マイクロシーベルト未満を目安としています。また、厚生労働省は、食品の安全性を確保するために、放射性セシウムの基準値を決めています。

国や県では、放射線に関する情報や放射線に関する測定結果等を各関係機関等へ通知したり、ホームページ等に掲載したりしています。これらを活用し、常に新しい正確な情報を収集し、適切に対応することが重要です。

X 幼稚園等教員育成指標（モデル案）

「有徳の人」を育み、誰一人取り残さない教育を実現するため、生涯を通じて学び続け、子供たちの伴走者として夢の実現へと導く教員の育成を目指す

〇〇市（町）・・・教員育成指標（案）（副園長、教頭、主幹教諭、教諭、保育教諭等）

		採用時	基礎・向上期	充実・発展期	深化・熟練期
キャリア ステージ 資質 能力		○教育・保育に対する真摯な姿勢を持つとともに、求められる資質能力の基盤を形成しようとする。	○他者との関わりや仕事上の経験を経て、教員としての資質能力の向上を目指す。 ○様々な施設の異動を経験する中で、視野を広げる。	基礎・向上期に身に付けた力に加え、 ○自らの立場や役割を自覚して園運営に参画し、ミドルリーダーとしての資質能力の向上を目指す。 ○教員としての幅をさらに広げ、自己の強みを確かなものにする。	充実・発展期に身に付けた力に加え、 ○指導的な立場として、園運営のサポート役や園内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。 ○園運営をリードする立場として、組織的に教育・保育を推進する体制を構築する。
		キャリアステージに応じて、実践・省察・改善を繰り返しながら、必要な資質能力を身に付ける			
教育・保育的素養・総合的人間力		○教職人生を通して、教育者としての使命感、倫理観・人権意識、社会性、教育に対する誇りを持ち、新しい知識・技能を学び続け、乳幼児への共感・理解や教育的愛情の涵養、信頼関係の構築を図っている。 ○教職人生を通して、真摯に学び続ける姿勢と自律心、変化を恐れない積極性とリーダーシップを持ち、広い視野と社会環境への理解を基に地域社会と関わり、豊かな人間性の向上を図っている。 ○「才徳兼備」の人づくりを担う一人として、常に乳幼児の模範となるよう行動している。			
教育・保育力	教育・保育を構成する力 ・教育環境の創造 ・乳幼児の実態把握に基づく教育・保育 ・個や集団の活動に応じた指導 ・豊かな遊び・体験の構想 ・個の特性を生かした集団づくり ・家庭、地域社会理解 ・ICT・教育データを活用した指導 ・評価・改善 など	○幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、指導内容や指導方法（ICTを活用した指導方法含む）について理解し、実践しようとしている。	○乳幼児の実態把握を的確に行い、乳幼児の自発的な活動としての遊びを実現するため、個別最適な学びや協働的な学びのある教育・保育を実践している。 ○幼小中高の学びの継続性・一貫性を持った教育・保育を実践している。 ○地域の人的・物的資源をつなげ、学習成果を高める教育・保育を構想し、ICTを効果的に活用し展開している。	○乳幼児個々の特性に合わせて、自発的な活動としての遊びを実現するため、個別最適な学びや協働的な学びのある教育・保育、幼小中高の学びの継続性・一貫性を持った教育・保育の実践を深めている。 ○専門性を高めるために得意分野の伸長を図り、同僚に対する指導・助言を行っている。 ○地域の人的・物的資源を有効活用し、高い学習効果を上げる教育・保育を構想し、ICTを効果的に活用し展開している。	○変化を恐れない積極性とリーダーシップを持ち、教育・保育力向上のための体制づくりに参画している。 ○自己の確かな実践に基づき、園・家庭・地域の実態や特性等を踏まえ、乳幼児の資質能力を伸ばすためにICTの効果的な活用等、必要な指導計画の策定とその実践をリードしている。 ○同僚に的確な指導・助言を行い、効果を上げている。
	乳幼児を理解し個に対応する力 ・乳幼児理解（個の違い） ・集団の中で個を生かす教育・保育 ・特別支援教育 ・園児の指導（ICT・教育データの活用） ・ユニバーサルデザインの視点の共有 ・人権教育・キャリア教育 ・SDGs ・保護者・地域・外部と連携した指導 ・グローバル人材の育成 など	○乳幼児の発達等に関する知識を得ることや、多様な乳幼児と接する経験を持つことなどを通して、乳幼児理解に努めている。 ○人権尊重の意識を深めている。	○乳幼児一人一人に寄り添い、個々の特性に応じた発達を促すとともに、発達段階に即して好ましい人間関係をつくれるよう、地域や外部関係者と連携して支援している。 ○特別支援教育の対象となる乳幼児一人一人に応じた教育・保育計画を作成するとともに、合理的配慮を踏まえた的確な教育・保育を行っている。	○乳幼児一人一人を取り巻く環境を的確に捉え、理解を深めるとともに、よりよい集団づくりを促進し、個々の資質能力を最大限発揮させるための環境づくりに努めている。 ○特別支援教育に関わる専門性を高めるとともに、自らの実践を通して、経験の浅い教職員の指導・助言を行っている。	○乳幼児一人一人について、教職員相互の理解・支援を促進するために組織や地域・外部関係者に働き掛け、園全体として乳幼児を支援する機能の充実を図っている。 ○乳幼児の社会的自立を目指す特別支援教育について、組織的に教育活動の改善を図っている。
業務遂行力	教育・保育力以外の専門的な力 ・様々な教育課題（幼保こ小連携、効率的な事務処理、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、社会の変化、継続的な業務改善、校務におけるICT・教育データ活用等）への対応 ・管理（安全対策、保健管理、栄養・衛生管理） ・子育て支援、保護者対応、外部機関連携 など	○教員の仕事の全体像を認識し、教育・保育に携わる者として、社会の変化や様々な課題等について関心と知識を持っている。	○将来を見据えた様々な教育・保育課題に対応するため必要な知識・技能を習得し、実践するとともに、常に改善意識を持って取り組んでいる。 ○常に安全確保に取り組み、危険を察知した際の報告・連絡・相談、事故等への対応、再発防止の実施が迅速にできている。 ○保護者等との信頼関係を基盤にした個に応じた指導・支援に取り組んでいる。	○将来を見据えた様々な教育・保育課題を速やかに把握し、率先・協働して改善・解決するとともに、同僚への指導・助言を行っている。 ○危険を予測した未然防止の取組、事故等への適切な対応、事後の検証と再発防止が、同僚と協働して組織的にできている。 ○地域における子育て支援の役割を果たすよう外部機関等と連携し、主体的・組織的に支援に取り組んでいる。	○将来を見据えた様々な教育課題に対して模範となる実践を行うとともに、園全体を見据えて、魅力ある園づくりを推進している。 ○危険の未然防止や事故等の再発防止のための体制整備を組織的に推進するとともに、適切な指導・助言を行っている。 ○地域における子育て支援の役割を果たすよう外部機関等と連携して組織的に取り組み、指導・助言をしている。
	組織目標を達成するために必要な力 ・対話・協働・信頼 ・コミュニケーション・ファシリテーション ・課題解決、危機管理 ・コミュニティ・スクール活用 ・ICT・教育データ活用 ・人材育成 など	○組織の一員としての自覚と責任、自ら進んで課題を発見し解決しようとする姿勢、聴く力や読み解く力などコミュニケーション力を身に付けている。	○組織の一員として、園経営計画の実現に向け、他の教職員と協働して自らの役割に課せられた責任を果たしている。 ○組織運営について先輩教職員から学ぶとともに、後輩のよき相談役となっている。	○園経営計画の実現のための取組を、ミドルリーダーとして同僚に働き掛けて協働的に進めている。 ○教職員間の信頼に基づき、多様な意見を尊重して、リスク回避に努め、組織的な園の改善を推進している。	○園運営上の課題を適時・的確に分析し、その解決のために指導的な立場で参画している。 ○チームとしての学校として協働的な組織体制・信頼体制の構築を主導的に推進している。危機管理を徹底させている。 ○人材育成の重要性を踏まえ自らの経験・スキルを率先して後進に伝えている。

XI 幼稚園等園長育成指標(モデル案)

〇〇市(町)園長育成指標 —園長に求められる資質能力—

「有徳の人」を育み、誰一人取り残さない教育を実現するため、
園の最高責任者として変化を恐れぬ積極性とリーダーシップを発揮し、
魅力ある園づくりを推進する園長の育成を目指す

資質能力	項目	具体的行動例
園経営のビジョン(分析・企画・検証・改善)を実現する力	教職員、園児、保護者、地域等に共有される園経営のビジョンを示し、その実現のために、社会に開かれた教育課程を編成し、魅力ある園づくりにリーダーシップを発揮し取り組んでいる。	
	情報の収集と課題等の把握(アセスメント能力)	○園の実態(園児の遊び・生活、保護者・地域からの期待、地域社会の環境等)に関する情報を広く収集し、園経営に関する課題等を的確かつ継続的に把握している。
	ビジョンの構築と共有	○社会の動向や国、県、市町の教育施策及び地域の期待や園の実態を踏まえ、園経営のビジョン(例:グランドデザイン、経営計画等)を構築し、カリキュラム・マネジメントに反映させ、園内外(全ての教職員、園児、保護者及び地域等)と共有している。
	必要な諸資源の把握とその活用(ファシリテーション能力)	○教育・保育内容や時間を適切に配分し、地域の教育力をカリキュラムに取り入れた魅力ある教育・保育活動を計画的に推進している。 ○子育て支援やコミュニティ・スクール等を通して、地域、他機関や家庭と渉外・調整を行い、必要な人的・物的な資源を活用し、協働体制を構築している。
	ビジョンの実現に向けた評価・点検及び改善	○ビジョンを明確に示し、実現に向かって、目標を具現化し、共有を図っている。園全体でPDCAサイクルを確立し、教育効果を高めようと努めている。
管理運営力	園児の実態や個々の教職員の状況を把握しながら、園務分掌等の組織をチームとして編成し、教育・保育活動が計画的・効果的に行われるようにしている。	
	園運営体制の確立	○チーム学校としての考え方を踏まえ、リーダーとして園業務の改革・改善、外部機関との連携、外部人材の活用を図る等、教育・保育活動が計画的・効果的に行われる体制を構築している。
	危機管理体制の確立	○幅広い危機管理の認識の下、リスクマネジメントの徹底に努めている。 ○園児と教職員が、安全・安心な環境の中で教育・保育活動に取り組めるように、情報収集力を高め、現状を分析し、その後の予測を立てた上で、適切に判断している。 ○「命を守る教育」や危機管理を意識した組織的な活動を推進できるような体制を構築している。
	施設管理・事務管理	○施設・設備の管理、会計処理、事務手続き等、園事務に関する的確に把握するとともに適切に指導をしている。
	教職員の勤務・サービスの管理・監督	○教職員の勤務状況及び健康状態等を的確に把握し、適切なサービス監督と人事管理に努めている。
人材育成力	教職員としての資質向上を支援するための体制づくり、環境づくり、人づくりを教職員の互いの協力を促しながら行っている。	
	教育・保育活動活性化への体制づくり	○より質の高い教育・保育活動を実現するために、教職員が意欲的に新たな指導方法等を学び続けることができる体制を構築している。
	働きやすい職場環境づくり	○教職員の間、心理的安全性の高い、公正・公平の姿勢・態度、信頼・協働の関係が定着するような環境をつくっている。
	各教職員に対する理解・支援・育成	○教職員一人一人の資質能力やキャリア形成等を的確に把握するとともに、それぞれの背景・個性・考え方を理解した上で、指導・助言をしている。 ○教職員のキャリアステージを考慮し、園内での適材適所の人材配置をしている。

令和 6 年 度
幼稚園等初任者研修資料

令和 6 年 3 月 発 行
静 岡 県 教 育 委 員 会

